

令和7(2025)年度版 かわさき環境白書 資料編

～令和6(2024)年度における主な個別計画の取組状況と環境施策の動向～



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



KAWASAKI
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

令和7(2025)年12月 川崎市

目次

第1章 環境基本計画 年次報告

I 環境基本計画

1 環境基本計画	3
----------	---

第2章 主な個別計画における取組状況

I 脱炭素化

1 地球温暖化対策推進基本計画	15
-----------------	----

II 自然共生

1 生物多様性かわさき戦略	23
---------------	----

III 大気や水などの環境保全

1 大気・水環境計画	38
------------	----

IV 資源循環

1 一般廃棄物処理基本計画	71
---------------	----

V その他

1 環境教育・学習アクションプログラム	77
---------------------	----



1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

基本的施策ごとの事務事業は、再掲を含みますので、本編「V 令和6年度の進捗状況 市総合計画における環境施策の評価の状況（事務事業評価）環境要素ごとに取り組む施策（事務事業数）」の数とは一致しません。

▶ 事務事業ごとの評価結果の詳細はこちら



脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む

▶ 地球温暖化対策事業	▶ 環境エネルギー推進事業	▶ 次世代自動車等普及促進事業	▶ エコオフィス推進事業
▶ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	▶ 自動車排出ガス対策事業	▶ 廃棄物処理施設建設事業	▶ 廃棄物処理施設基幹的整備事業
▶ 国際環境技術連携事業	▶ 国際連携・研究推進事業	▶ 産学公民連携事業	▶ 本庁舎等建替事業
▶ 区役所等庁舎整備推進事業	▶ 木材利用促進事業	▶ 鉄道計画関連事業	▶ 地域公共交通支援事業
▶ バス利用等促進事業	▶ 公共施設の施設整備事業	▶ 庁舎等建築物の長寿命化対策事業	▶ 低炭素建築物支援事業
▶ 建築物環境配慮推進事業	▶ 道路計画調査事業	▶ 自転車通行環境整備事業	▶ 自転車活用推進事業
▶ 学校施設長期保全計画推進事業	▶ 下水道事業における環境施策の推進事業	▶ 市バスネットワーク推進事業	▶ スマートシティ推進事業
▶ 余熱利用市民施設等運営事業	▶ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業	▶ 地域地区等計画策定・推進事業	▶ 住宅政策推進事業
▶ 水素戦略推進事業	▶ 都市環境研究事業	▶ 河川計画事業	▶ 市民150万本植樹運動事業
▶ 都市緑化推進事業	▶ 水防業務	▶ 河川改修事業	▶ 救急医療体制確保対策事業
▶ 健康づくり事業	▶ 感染症対策事業	▶ 救急活動事業	▶ 救急救命士養成事業
▶ 浸水対策事業	▶ 水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	▶ 川崎港カーボンニュートラル化推進事業	

1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む

➤ 緑の基本計画推進事業	➤ 都市緑化推進事業	➤ 市民150万本植樹運動事業	➤ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業
➤ 富士見公園整備事業	➤ 生田緑地整備事業	➤ 魅力的な公園整備事業	➤ 緑地保全管理事業
➤ 協働による里山管理事業	➤ 公園緑地公民連携推進事業	➤ 等々力緑地再編整備事業	➤ 農環境保全・活用事業
➤ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業	➤ 都市景観形成推進事業	➤ 景観形成誘導推進事業	➤ 港湾緑地整備事業
➤ 文化財保護・活用事業	➤ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	➤ 臨海部活性化推進事業	➤ 地盤沈下・地下水保全事業
➤ 多摩川プラン推進事業	➤ 多摩川市民協働推進事業	➤ 河川環境整備事業	➤ 河川改修事業
➤ 公共施設の施設整備事業	➤ 下水道事業における環境施策の推進事業	➤ 高度処理事業	➤ 生物多様性推進事業
➤ 生物学的調査研究事業	➤ 保全管理計画策定事業	➤ 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	➤ 青少年科学館管理運営事業
➤ 全国都市緑化フェア事業			

1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む

➤ 大気・水環境保全事業	➤ 自動車排出ガス対策事業	➤ 大気環境調査研究事業	➤ 環境常時監視事業
➤ 騒音振動対策事業	➤ 悪臭防止対策事業	➤ 大気・水質発生源対策事業	➤ 土壌汚染対策事業
➤ 地盤沈下・地下水保全事業	➤ 水環境調査研究事業	➤ 化学物質適正管理推進事業	➤ 環境化学物質研究事業

環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む

➤ 廃棄物企画調整事業	➤ 減量リサイクル推進事業	➤ 事業系ごみ減量化推進事業	➤ 産業廃棄物指導・許可等事業
➤ 余熱利用市民施設等運営事業	➤ 資源物・ごみ収集事業	➤ 資源物・ごみ処理事業	➤ 建設リサイクル法業務
➤ 建設リサイクル事業	➤ し尿・浄化槽収集事業	➤ し尿処理事業	➤ 廃棄物中継輸送等事業
➤ 海面埋立事業	➤ 廃棄物処理施設基幹的整備事業	➤ 廃棄物処理施設等整備事業	➤ 廃棄物処理施設建設事業
➤ 地域振興事業			

1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

基本方針に基づき取り組む3つの柱

①環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進

➤ 地球温暖化対策事業	➤ 環境エネルギー推進事業	➤ 次世代自動車等普及促進事業	➤ 環境影響評価・環境調査事業
➤ 廃棄物企画調整事業	➤ 減量リサイクル推進事業	➤ 事業系ごみ減量化推進事業	➤ 生産性向上推進事業
➤ 勤労者福祉対策事業	➤ 公園緑地公民連携推進事業	➤ 緑の基本計画推進事業	➤ 都市緑化推進事業
➤ 協働による里山管理事業	➤ 緑地保全管理事業	➤ 自転車通行環境整備事業	➤ 自転車活用推進事業
➤ 木材利用促進事業	➤ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業	➤ 都市環境研究事業	➤ 地域防災推進事業
➤ 河川計画事業	➤ 市民150万本植樹運動事業	➤ 水防業務	➤ 河川改修事業
➤ 救急医療体制確保対策事業	➤ 健康づくり事業	➤ 感染症対策事業	➤ 救急活動事業
➤ 救急救命士養成事業	➤ 浸水対策事業	➤ 放射線安全推進事業	➤ 資源物・ごみ収集事業
➤ し尿・浄化槽収集事業	➤ 資源物・ごみ処理事業	➤ 公園防災機能向上事業	

1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

基本方針に基づき取り組む3つの柱

②地域資源を活用したグリーンイノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献

➤ 地球温暖化対策事業	➤ 環境エネルギー推進事業	➤ 次世代自動車等普及促進事業	➤ スマートシティ推進事業
➤ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	➤ 国際環境技術連携事業	➤ 国際連携・研究推進事業	➤ 産学公民連携事業
➤ 廃棄物企画調整事業	➤ 減量リサイクル推進事業	➤ グリーンイノベーション推進事業	➤ 環境調和型産業振興事業
➤ 新川崎・創造のもり推進事業	➤ 起業化総合支援事業	➤ 新産業創造支援事業	➤ 緑の基本計画推進事業
➤ 自転車通行環境整備事業	➤ 自転車活用推進事業	➤ 水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	➤ 川崎港カーボンニュートラル化推進事業
➤ 臨海部活性化推進事業	➤ 上下水道分野における国際展開推進事業		



1 環境基本計画

基本的施策ごとの事務事業の位置づけ

基本方針に基づき取り組む3つの柱

③環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化

➤ 環境教育推進事業	➤ 生物多様性推進事業	➤ 地球温暖化対策事業	➤ 環境エネルギー推進事業
➤ 次世代自動車等普及促進事業	➤ 自動車排出ガス対策事業	➤ 水質汚濁防止対策事業	➤ 減量リサイクル推進事業
➤ 環境総合研究所協働推進事業	➤ 担い手育成・多様な連携推進事業	➤ 都市緑化推進事業	➤ 市民150万本植樹運動事業
➤ グリーンコミュニティ形成事業	➤ 協働による里山管理事業	➤ 多摩川プラン推進事業	➤ 多摩川市民協働推進事業
➤ SDGs未来都市推進事業	➤ 地域課題対応事業(各区)		



1 環境基本計画

計画の推進を促す仕組み

(1) 関連計画等との連携

環境に係る取組が、防災対策や産業振興、健康維持等、経済や社会の多様な課題の解決に貢献することを見据え、市総合計画など重要な他の計画等との連携を図りながら施策を展開するなど、施策の横断的・総合的な取組を推進しています。

(2) 環境影響評価制度等の推進

大規模な開発などの事業において、事業実施前に事業者の環境配慮を総合的に推進し、その事業計画が環境に配慮されたものとなるよう、市民や環境影響評価審議会の意見を踏まえながら事業者に対して環境配慮を促すなど、環境影響評価制度を適正に推進しています。また、市の実施する事業においては、事前の環境配慮をよりの確に行うために、環境調査制度を適正に推進しています。



1 環境基本計画

➡【令和6（2024）年度 指定開発行為実施届等受理状況】

指定開発行為等の名称	事業の種類等
(仮称)南渡田北地区北側開発計画	大規模建築物の新設 商業施設の新設
(仮称)川崎地区合同棟建設プロジェクト	工場又は事業所の新設
(仮称)鈴木町駅前南地区開発計画	高層建築物の新設 住宅団地の新設 大規模建築物の新設
(仮称)液化水素サプライチェーン 川崎LH ₂ ターミナル計画	工場又は事業所の新設

1 環境基本計画

➡【令和6（2024）年度 環境影響評価審査書の公表（1）】

審査書の名称	事業の種類等
清水台住宅建設計画に係る条例環境影響評価審査書	住宅団地の新設
GLP川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設
(仮称)南生田戸建計画に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 住宅団地の新設
堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 廃棄物処理施設の新設
(仮称)ニトリ川崎DC新築工事に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設
川崎新！アリーナシティ・プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、大規模建築物の新設 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 商業施設の新設
(仮称)川崎地区合同棟建設プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書	工場又は事業所の新設
(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設、商業施設の新設
(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価審査書	大規模建築物の新設 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

1 環境基本計画

➡【令和6（2024）年度 環境影響評価審査書の公表（2）】

審査書の名称	事業の種類等
(仮称)小杉町一丁目計画に係る条例環境影響評価審査書	高層建築物の新設、住宅団地の新設 大規模建築物の新設
(仮称)高津物流施設計画に係る条例環境影響評価審査書	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 工場又は事業所の新設、大規模建築物の新設

➡【令和6（2024）年度 環境調査制度に基づき環境配慮の内容が報告された案件】 案件なし

➡【令和6（2024）年度 環境調査制度の対象事業のうち 環境影響評価に関する条例に基づく手続を実施した事業】

事業の名称	環境影響評価に関する条例に基づき実施された手続
清水台住宅建設計画	環境影響評価に関する条例第25条に基づく条例環境影響評価審査書の公告
堤根処理センター整備事業	環境影響評価に関する条例第27条に基づく環境影響評価書の公告

1 環境基本計画

(3) 環境情報の収集及び効果的な発信

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報を体系的に整備し、市民が関心を持ちやすいテーマを十分に把握した上、紙媒体やホームページだけでなく、SNSなど、様々な媒体を活用した情報発信を図りました。また、環境教育・学習の充実や、市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、川崎環境ポータルサイトをにおいては、最新の情報を動画等も活用して、効果的な発信を行いました。

分野	名称	頻度
全般	川崎環境ポータルサイト	常時
	環境情報	1回/月
自然共生	みどりと公園(緑政事業概要)	1回/年
大気・水	大気・水環境対策の取組	1回/年
	川崎市の大気環境(測定結果)	1回/年
	川崎市環境総合研究所年報	1回/年
	水環境データ集	1回/年
廃棄物	環境局事業概要(廃棄物編)	1回/年



川崎環境ポータルサイト



1 環境基本計画

(4) 環境科学に関する調査研究の充実

環境科学に関する調査研究は、新たに発生する問題等を的確に把握するとともに、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めました。

また、気候変動適応法に基づき設置した気候変動情報センターを活用して、気候変動影響及び適応に関する情報の収集・整理をするとともに、調査研究を推進しました。各取組の詳細は、大気・水環境計画のリーディングプロジェクトの実施状況や基本施策ごとの取組状況を御覧ください。

(5) 経済的手法の調査・研究

市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法である経済的手法について、調査・研究を進めています。取組の詳細は、一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画の実績を御覧ください。



1 地球温暖化対策推進基本計画

実施計画第1期間（2022～2025年度）における成果指標及び到達状況

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合	1990年度比▲23.6% 2013年度比▲10.2% (2019年度暫定値)	1990年度比▲26.0%以上 2013年度比▲13.1%以上 (2025年度)	1990年度比▲27.9% 2013年度比▲15.3% (2022年度暫定値)
2	市域のエネルギー消費量	市域全体304,266TJ (2019年度暫定値)	市域全体306,807TJ (2025年度)	市域全体285,867TJ (2022年度暫定値)
3	市域のエネルギー当たりのCO ₂ 排出原単位(市域のt-CO ₂ /TJ)	市域全体64.6t-CO ₂ /TJ (2019年度暫定値)	市域全体62.3t-CO ₂ /TJ (2025年度)	市域全体65.5t-CO ₂ /TJ (2022年度暫定値)
4	市域の再生可能エネルギー導入量	20.5万kW (2020年度)	24.3万kW以上 (2025年度)	23.6万kW (2023年度実績)
5	地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合	49.9% (2019年度)	55%以上 (2025年度)	- ※2年に1度調査
6	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合	28.3% (2019年度)	30%以上 (2025年度)	- ※2年に1度調査
7	CC川崎エコ会議会員数	全110団体 (2020年度)	全118団体以上 (2025年度)	全131団体
8	「かわさき生き物マップ」の投稿件数	836件 (2020年度)	2,000件以上 (2025年度)	17,089件

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
9	環境関連ビジネスマッチング件数	110件 (2020年度)	600件以上 (2025年度)	842件
10	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口	14.0万人 (2020年度)	14.5万人以上 (2025年度)	14.6万人
11	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅平均乗車人員	58.6万人/日 (2019年度)	59.8万人/日以上 (2024年度)	50.9万人/日 (2023年度)
12	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝の口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口	19.0万人 (2020年度)	19.6万人以上 (2025年度)	19.5万人
13	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝の口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅平均乗車人員	50.1万人/日 (2019年度)	50.0万人/日以上 (2024年度)	44.4万人/日 (2023年度)
14	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合	19.3% (2020年度)	23%以上 (2025年度)	22.6%
15	建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)の届出件数に占めるB+ランク以上の割合	57% (2020年度)	57%以上 (2025年度)	77%

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
16	環境配慮建築物に関する説明会等実施回数	2回 (2020年度)	4回 (2025年度)	4回
17	木材利用促進イベントの参加者数(アンケート回答者数)	20人 (2020年度)	250人以上 (2025年度)	2,101人
18	産業部門のエネルギー消費量	197,824TJ (2019年度暫定値)	204,408TJ (2023年度)	181,332TJ (2022年度暫定値)
19	エネルギー転換部門のエネルギー消費量	40,660TJ (2019年度暫定値)	38,076TJ (2023年度)	37,634TJ (2022年度暫定値)
20	カーボンニュートラルコンビナート構築に向けたプロジェクト件数	—	15件以上 (2025年度)	15件
21	投資促進制度・緑地制度に関する相談件数	10件 (2021年度)	10件以上 (2025年度)	34件
22	低CO ₂ 川崎ブランド認定件数(川崎CNブランド認定件数を含む)	全105件 (2020年度)	全140件以上 (2025年度)	全143件
23	グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数	6件 (2020年度)	10件以上 (2025年度)	9件

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
24	ESG投融资の活用意欲が高い 企業	—	25%以上 (2025年度)	4.2%
25	SDGs経営に関するセミナー等 の参加者数	—	100名以上 (2025年度)	161名
26	住宅用及び中小規模事業者等 への再エネ等導入支援による 再エネ設備導入量	累計 25,162kW (2020年度)	累計 28,057kW (2025年度)	累計 28,279kW
27	再生可能エネルギーグループ購 入に切り替えた市民・事業者数	累計193件 (2020年度)	累計700件以上 (2025年度)	246件
28	スマートシティに関するリーディ ングプロジェクト実施累計件数	38件 (2020年度)	63件以上 (2025年度)	70件
29	市域の次世代自動車普及率 (トラック等含む)	14.5% (2019年度)	22% (2025年度)	20.9% (2023年度)
30	エコドライブ講習会修了者数	89人 (2020年度)	89人以上 (2025年度)	104人
31	公用乗用車の電動化率	36.1% (2020年度)	45.0%以上 (2025年度)	60.7%

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
32	ディーゼル車運行規制に基づく 車両検査等の実施	305台 (2020年度)	305台以上 (2025年度)	332台
33	市内幹線道路における混雑時 (朝夕ピーク時)の平均走行速 度	15.9km/h (2020年度)	17.8km/h以上 (2025年度)	14.9km/h
34	コミュニティ交通の利用者総数	10.9万人 (2019年度)	12.5万人以上 (2025年度)	11.6万人
35	市内全路線バスの乗車人員数 (1日平均)	32.9万人 (2014～2020年の平均)	34.0万人以上 (2019～2025年の平均)	31.2万人 (2017～2023年の平均)
36	市役所の温室効果ガス排出量 の削減割合(2013年度比)	2013年度比▲9.6% (2020年度)	2013年度比▲18.5%以上 (2025年度)	▲24.6%
37	市役所の電力消費量	315GWh (2020年度)	300GWh (2025年度)	303GWh
38	公共施設への再生可能エネル ギー電力導入量	—	20.6GWh (2025年度)	84.7GWh
39	公共建築物へのLED導入施設 数	11施設 (2020年度)	410施設 (2025年度)	502施設

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
40	50%以上の省エネを実現した公共埠頭の割合	34.6% (2021年度)	50.0% (2025年度)	60%
41	下水道事業における温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比)	▲21.6% (2020年度)	▲27.7%以上 (2025年度)	▲29.3%
42	ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合	82.2% (2019年)	90%以上 (2025年)	- ※2年に1度調査
43	1人1日あたりのごみの排出量	901g (2020年度)	872g以下 (2025年度)	793g
44	ごみ焼却量(1年間)	35.8万t (2020年度)	33.0万t以下 (2025年度)	31.5万t
45	市内の産業廃棄物の排出量	255.6万t (2019年度)	250.0万t (2025年度)	248.3万t (2023年度)
46	食品ロス削減協力店	食べきり協力店 262店 (2020年度)	700店以上 (2025年度)	685店
47	プラスチック製容器包装の分別率	37.8% (2020年度)	45.0%以上 (2025年度)	41.4%

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
48	時間雨量50mm対応の 河川改修率	81.1% (2020年度)	91%以上 (2025年度)	90%
49	浸水対策実施率(三沢川、土橋、 京町・渡田、川崎駅東口周辺、 大島、観音川地区)	24.3% (2020年度)	40.8%以上 (2025年度)	35.3%
50	排水樋管周辺地域の浸水対策 累計実施数*(令和元年東日本 台風当日の床上浸水面積に対 する解消率(想定))	5対策(64.4%) (2020年度)	7対策(65.2%) (2025年度)	7対策(65.2%)
51	気候変動適応に係る情報発信 件数	46回 (2020年度)	60回 (2025年度)	145回
52	市民150万本植樹運動による 累計植樹本数	110万本 (2020年度)	150万本以上 (2024年度)	143万本
53	緑地保全面積	251ha (2020年度)	300ha以上 (2025年度)	254ha
54	生産緑地地区の新規指定面積	26,980m ² (2020年度)	12,000m ² 以上 (2025年度)	4,330m ²

(参考) 脱炭素化の社会状況を把握していくための項目

指標 No	指標	計画策定時	目標、目安等	2024年度実績
1	製造品出荷額当たりの産業部門のCO ₂ 排出量	0.33千t-CO ₂ /億円 (2018年度暫定値)	0.31千t-CO ₂ /億円 (2023年度)	0.28千t-CO ₂ /億円 (2022年度暫定値)
2	産業部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	産業部門 14.4% (2019年度暫定値)	産業部門 15.3% (2023年度)	産業部門 15.3% (2022年度暫定値)
3	エネルギー転換部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	エネルギー転換部門 24.7% (2019年度暫定値)	エネルギー転換部門 25.5% (2023年度)	エネルギー転換部門 28.1% (2022年度暫定値)
4	世帯当たりの民生家庭系CO ₂ 排出量	2.4t-CO ₂ /世帯 (2019年度暫定値)	2.0t-CO ₂ /世帯 (2023年度)	2.2t-CO ₂ /世帯 (2022年度暫定値)
5	民生家庭部門のエネルギー消費量	家庭部門 21,299TJ (2019年度暫定値)	家庭部門 20,734TJ (2023年度)	家庭部門 19,878TJ (2022年度暫定値)
6	民生業務部門のエネルギー消費量	業務部門 27,977TJ (2019年度暫定値)	業務部門 27,466TJ (2023年度)	業務部門 30,330TJ (2022年度暫定値)
7	民生家庭部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	家庭部門 40.9% (2019年度暫定値)	家庭部門 44.2% (2023年度)	家庭部門 44.8% (2022年度暫定値)
8	民生業務部門の電化率(エネルギー消費量に占める電力の割合)	業務部門 66.1% (2019年度暫定値)	業務部門 66.5% (2023年度)	業務部門 65.6% (2022年度暫定値)
9	電力の温室効果ガス排出係数(全国平均)	0.47kg-CO ₂ /kWh (2019年度)	0.25kg-CO ₂ /kWh (2030年度)	0.42kg-CO ₂ /kWh (2023年度)

1 生物多様性かわさき戦略

1 プロジェクト事業ごとの取組状況

プロジェクト事業① 地域の魅力を発見する

施策別取組方針「広める」

・生態系エリアや地域の特徴に応じた身近な自然や生き物、文化等を再発見する機会づくりを行い、本市の生物多様性について考えるきっかけをつくります。

【点検する項目】

・自然観察会等実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
自然観察会や環境調査等の実施により市民が地域の自然・生物と親しむ機会の創出 [環: 地域環境共創課] [建緑: みどり・多摩川事業推進課] [教: 青少年科学館] [区: 高津区役所]	<input type="checkbox"/> 自然観察会等の実施件数 ・夏休み水環境体験教室: 8回 ・夏休み多摩川教室: 1回 ・水辺の楽校: 年30回 ・河口干潟観察会: 年1回 ・生田緑地観察会: 年19回 ・サイエンスワークショップ(自然分野): 年12回 ・サイエンス教室(自然分野): 年10回 ・たかつ水と緑の探検隊: 年1回
みなとにふれ合うイベントの実施 [港: 誘致振興課]	・川崎港見学会: 2回開催 ・川崎みなと祭り: 1回開催
農に関するイベントの実施 [経: 農業振興課、農地課] [区: 麻生区役所]	・農産物直売会の開催回数: 4回 ・花と緑の市民フェア開催回数: 1回 ・体験型農園の開設等支援数(累計): 11件 ・都市農業に関するイベント等の実施回数: 67回 ・黒川・岡上地域グリーンツーリズム開催: 3回

プロジェクト事業② 生物多様性について理解を深める

施策別取組方針「広める」

・生物多様性との関連のある様々な機会を通じて、持続可能な社会に向けて身の回りの環境・自然への関心と配慮の意識を高めます。

【点検する項目】

・生物多様性に関する普及啓発の実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
普及啓発の実施 [環:企画課] [区:麻生区役所]	<ul style="list-style-type: none"> ・里山フォーラムin麻生の開催 ・里山フォーラムin麻生での展示 ・川崎アゼリア広報コーナーでの展示
環境イベント等における地球温暖化対策に関する意識啓発 [環:脱炭素戦略推進室]	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートライフスタイル大賞表彰件数:12件 ・国際環境技術展への出展
動物の愛護と管理の促進 [健:動物愛護センター]	<ul style="list-style-type: none"> □終生飼養等普及啓発状況 ・市民公開講座の受講人数:244人 ・「いのち・MIRAI教室」の実施回数:83回
動物公園を活用した環境教育に向けた意識啓発 [建緑:夢見ヶ崎動物公園]	<ul style="list-style-type: none"> ・動物園まつりなどのイベントの開催数:4回 ・自然保護に関する学習の場の提供回数:3回

プロジェクト事業③ 生物多様性に配慮して活動する 施策別取組方針「広める」

・生物多様性の保全に向けて、暮らしや市民活動、事業活動などで、身近で取り組める配慮の取組を示す等、活動を支援します。

【点検する項目】
 ・生物多様性に配慮した活動の状況

具体的施策名	令和6年度実績
身近な生物多様性配慮の取組の紹介 [環:企画課]	<input type="checkbox"/> 普及啓発 ・生物多様性の保全に取り組む方々へのメッセージ～活動ポイント事例集～をホームページで公開
水辺の楽校の活動支援 [建緑:みどり・多摩川事業推進課]	・市内3校(かわさき、とどろき、だいし)で計30回実施、延べ2,968人が参加
事業所との連携 [建緑:みどり・多摩川事業推進課] [環:減量推進課]	・川崎市みどりの事業所推進協議会の事務局として、事業所緑化の普及啓発の支援を実施 ・フードドライブ回収実績:880件 ・食品ロス削減推進協力店数:685店 ・大規模商業施設と連携した食品ロス削減イベントを4回実施。フードバンク等と連携し、フードドライブの回収を実施。
生物多様性に配慮した小さな拠点づくり [建緑:グリーンコミュニティ推進室]	・緑の活動団体登録数:274団体 ・わがまち花と緑のコンクールの開催 ・緑のボランティア活動箇所数:2,200箇所

プロジェクト事業④ 子どもたちが自然とふれあい学ぶ

施策別取組方針「育む」

・子どもたちが自然とふれあうことで、親しみを感じてもらい、地域の自然や生き物への興味・探求心を育む、環境教育・環境学習を推進します。

【点検する項目】

・子ども向け啓発資料の活用状況

具体的施策名	令和6年度実績
身近な生き物観察教材の作成・配布 [環:企画課]	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に対応した小学生向け環境副読本に身近な生き物観察教材として掲載 ・電子図鑑「みんなで見つけた！かわさきの生き物図鑑」を掲載
情報の拠点での環境教育・環境学習の推進 [庁内各課]	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきエコ暮らし未来館における環境教室等の開催 ・川崎市地球温暖化防止活動推進センターを通じた環境教育 ・王禅寺エコ暮らし環境館における環境教室等の開催 ・青少年科学館におけるサイエンス教室、サイエンスワークショップ等の実施
ESDやSDGsなどの視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進 [環:企画課]	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に対応した環境副読本等による環境教育を推進 ・教員・児童等に向けた環境副読本等の活用に係る周知・広報件数:3件
水辺の楽校の活動支援 [建緑:みどり・多摩川事業推進課]	<ul style="list-style-type: none"> ・市内3校(かわさき、とどろき、だいし)で計30回実施、延べ2,968人が参加

プロジェクト事業⑤ 生物多様性の保全に取り組む人材を育成する

施策別取組方針「育む」

・講座や自然観察会を通して、地域や職場で生物多様性の保全を含む環境配慮活動を積極的に実践する人材を育成します。

【点検する項目】

・生物多様性に関する講座等実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
観察会等を通じた人材の育成 [教: 青少年科学館]	<input type="checkbox"/> 講座実施状況 ・生田緑地観察会: 19回 ・サイエンス教室(自然分野の観察会) 10回
育成講座等の開催による人材の育成 [環: 企画課] [建緑: グリーンコミュニティ推進室] [経: 農業技術支援センター] [教: 青少年科学館]	・地域環境リーダー: 修了者8人、修了生総計: 407人 ・花と緑のまちづくり講座修了者: 14名 ・里山ボランティア育成講座修了者: 19名 ・かわさきそだち栽培支援講座修了者: 18名 ・自然サポーター研修会 9名

プロジェクト事業⑥ 拠点となる樹林や農地を保全する

施策別取組方針「守る」

- ・大きなまとまりを形成している樹林地や、小規模であっても市民に身近で良好な自然環境を有する樹林地など、生き物の生息・生育環境となる樹林地を保全する取組を推進します。
- ・多面的な機能を有する農地の維持・保全に向けた取組を推進します。

【点検する項目】

・特別緑地保全地区等の指定等、緑地・農地を守る取組の実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
多摩丘陵軸・多摩川崖線のつながりと身近な緑の保全・回復・育成 [建緑:みどりの保全整備課]	<input type="checkbox"/> 特別緑地保全地区指定数、面積 ・82か所、141.2ha <input type="checkbox"/> 緑の保全地域指定数、面積 ・35か所、35.4ha <input type="checkbox"/> 保全緑地取得面積 ・121ha
農地の保全・活用と「農」とのふれあい推進 [経:農地課]	<ul style="list-style-type: none"> ・大型農産物直売所「セレサモス」と連携して、農産物の収穫体験などのイベント等を実施 ・生産緑地地区指定面積:248.9ha ・都市農業に関するイベント等の実施回数:67回 ・遊休農地対策事業:利用意向調査を16件実施

<p>多様な主体の連携による里地里山の保全 [環:環境評価課] [建緑:グリーンコミュニティ推進室] [区:麻生区役所]</p>	<p>□環境影響評価の手續における審査件数【生物(植物・動物・生態系)】0件、【生物多様性】11件 □黒川地区における「緑地保全活用基本計画」の推進、里山の保全・再生、体験学習等の実施 ・地元農業関係者等と連携した樹林地の植生管理等を実施 ・里山保全等の里山アートイベントなどの実施により、地域の多様な主体と連携した取組を実施 □市民・大学・小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進 ・岡上小学校において、隣接する岡上丸山特別緑地保全地区を活用して環境教育や保全活動を実施 ・東柿生小学校において、早野梅ヶ谷特別緑地保全地区を活用して環境教育を東京農業大学とともに実施 ・黒川地区にあるよこみね緑地でササ狩りなどの体験イベントを実施</p>
<p>生態系に着目した緑地保全の推進 [建緑:グリーンコミュニティ推進室]</p>	<p>□保全管理計画作成件数(累計):39件(35地区)</p>

プロジェクト事業⑦ 良好な水環境を保全する

施策別取組方針「守る」

・水環境の構成要素である水質、水量、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた取組を推進することにより良好な水環境を保全します。

【点検する項目】

・河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値の適合地点数

具体的施策名

令和6年度実績

水環境の構成要素を総合的に捉えた施策の推進
[環:環境保全課]

□取組状況

・水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上の取組実施
・河川(12地点)及び海域(3地点)における水質、生物調査等の実施
・国、他自治体等と連携した東京湾の環境調査の実施
・水辺地マップの運用

水辺に親しむ機会の創出
[環:地域環境共創課]

□取組状況

・夏休み水環境体験教室の実施回数:8回

プロジェクト事業⑧ 河川を活用して拠点をつなげる

施策別取組方針「つなぐ」

・河川は、場所に応じて条件が異なることから、様々な環境を踏まえて生き物の生息・生育・植生環境を保全・創出します。

【点検する項目】

・多自然整備の実施延長状況

具体的施策名	令和6年度実績
「多自然川づくり」の推進 [建緑:河川課]	<input type="checkbox"/> 河川改修区間延長(多自然川づくり) ・平瀬川支川:左岸、L=30m(累計921m) ・R6は右岸40mの護岸改修工事に着手
良好な自然環境を残す多自然の河川の維持・再生 [建緑:みどり・多摩川事業推進課] [建緑:河川課]	<input type="checkbox"/> 多摩川に関する推進計画「新多摩川プラン」の推進 ・ごみ清掃 <input type="checkbox"/> 設置件数(累計) ・魚道:8か所 ・漁礁ブロック:1か所
市民参加型環境調査 [環:地域環境共創課]	・水辺の親しみやすさ調査の実施

プロジェクト事業⑨ 広域的に生き物の生息・生育環境をつなげる

施策別取組方針「つなぐ」

・海域や河川流域、丘陵軸において近隣自治体等との連携した取組を実施します。

【点検する項目】

・広域連携事業の実施状況

具体的施策名

令和6年度実績

海域及び河川流域の関係自治体、関係機関との連携の強化
[環:環境保全課]

□東京湾岸自治体による東京湾の水質保全対策の推進
・東京湾岸自治体と連携して、東京湾の環境改善を図るため、国に要請文を送付
□関東地方水質汚濁対策連絡協議会に参画し、多摩川、鶴見川流域の自治体及び京浜河川事務所と連携して、水質汚濁防止対策を推進

広域・近隣自治体との連携の取組
[建緑:グリーンコミュニティ推進室]

□多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議
多摩・三浦丘陵の緑と水景に関するプラットフォーム会議を構築

水源地域における交流事業
[水:サービス推進課]

□山北町との交流事業の実施
実施回数:3回、参加人数:46名

プロジェクト事業⑩ 生き物に配慮した公園づくり

施策別取組方針「創る」

・生き物の休息地や隠れ家となるような樹林地、草地の確保や、多様な樹木の植栽・管理等、生き物に配慮した整備等を推進します。

【点検する項目】

・生き物の生息・生育地整備箇所数等の状況

具体的施策名	令和6年度実績
緑地の保全と緑化拠点の整備 [建緑:みどりの保全整備課]	<input type="checkbox"/> 街区公園等の整備拡充 ・開発行為等による提供公園5か所 約5796㎡ <input type="checkbox"/> 質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 ・生物多様性に配慮した整備に向けて、稲田公園再整備に合わせ検討を実施
公園における緑と水の空間整備 [建緑:富士見・等々力再編整備室]	<input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮し、大規模公園の整備等を実施 ・富士見公園再編整備事業 ・等々力緑地再編整備事業 ・生田緑地整備事業

プロジェクト事業⑪ 生き物に配慮した緑化地づくり

施策別取組方針「創る」

・地域の生態系に配慮した植栽や、民有地等における屋上、壁面緑化等を活用した建築物周辺の更なる緑化等により、生き物の生息・生育に配慮した緑化を推進します。

【点検する項目】

・創出された緑化地面積や緑化件数

具体的施策名

令和6年度実績

緑化活動の推進

[建緑:みどりの保全整備課]
[ま:建築管理課]

□川崎市緑化指針に基づく指導・助言
・公共事業の実施において、対象地域内での生物生息・生育環境保全、再生、創出への配慮についての助言指導を実施
・民間による開発事業に対する生息地の保全・再生への配慮についての助言指導を実施
□建築物環境計画書届出件数に占める
B+ランク以上の割合:77%

事業所における緑化の推進

[環:環境評価課]
[建緑:グリーンコミュニティ推進室]

□環境影響評価の手続における審査件数
【生物(植物・動物・生態系)】0件、【生物多様性】11件
□市と事業所等との緑化協定の締結
・協定締結数:62件・緑地面積:約144ha

プロジェクト事業⑫ 市域の生き物について調べる

施策別取組方針「集める」

・様々な事業等で蓄積されている生き物情報を適切に集めるとともに、多くの主体が活用できるよう情報の整理を実施します。

【点検する項目】

・市内の生き物調査実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
関連する事業等における生き物調査の実施 [環:環境総合研究所] [教:青少年科学館]	<input type="checkbox"/> 調査実施地区数 ・親水施設水質調査9地点 ・親水施設生物調査3地点 ・東扇島人工海浜生物調査1地点 ・海域生物調査2地点 ・多摩川河口干潟生物調査3地点 ・希少生物調査9地点 (親水施設生物調査、東扇島人工海浜生物調査、海域生物調査 多摩川河口干潟生物調査3地点と併せて実施) ・公共用水域水質等調査における生物調査 4地点 ・市域の生物調査及び資料收集整理
かわさき生き物マップの運用 [環:企画課]	<input type="checkbox"/> 寄せられた情報数 ・17,089件

プロジェクト事業⑬ 生物多様性の新たな知見をつくる

施策別取組方針「集める」

・市が実施する生き物調査における新たに設定した参照種の活用方法や、生物多様性と関連のある気候変動に関する情報など、市域の生物多様性に関する様々な知見を収集します。

【点検する項目】

・新たな知見の設定・収集状況

具体的施策名

令和6年度実績

生物多様性に関連する知見の収集

[環:企画課]

[環:環境保全課]

[建緑:グリーンコミュニティ推進室]

□市民参加型生き物調査の実施
 □「きれいな水」の指標魚種の設定・調査の実施
 □玉川大学
 ・岡上杉山下特別緑地保全地区での択伐による雑木林の生産力及び多様化の変化について
 □東京農業大学
 ・早野梅ヶ谷特別緑地保全地区での人為的関わりによる植生動態の研究等

気候変動に関する情報の収集
 [環:環境総合研究所]

・気候変動・ヒートアイランドに関する調査・解析:7件

プロジェクト事業⑭ 生き物情報を“見える化”する

施策別取組方針「伝える」

・身近な生き物等に関する情報を集めるとともに、蓄積された情報を「かわさき生き物マップ」等を活用し、効果的に発信します。

【点検する項目】

・生き物情報の発信状況

具体的施策名	令和6年度実績
かわさき生き物マップの運用 [環:企画課]	□寄せられた情報数 ・17,089件
生物多様性に関する施設等での情報発信 [庁内各課]	・かわさきエコ暮らし未来館における情報発信 ・川崎市地球温暖化防止活動推進センターを通じた情報発信 ・王禅寺エコ暮らし環境館における情報発信 ・青少年科学館におけるサイエンス教室、サイエンスワークショップ等の実施

プロジェクト事業⑮ 情報を利用してネットワークを構築する

施策別取組方針「伝える」

・生物多様性に関する様々な施設間での情報共有の推進や、市民、事業者等、主体間での情報交流等を促進します。

【点検する項目】

・交流の機会等の実施状況

具体的施策名	令和6年度実績
生物多様性に関する施設等の中での情報交流の機会づくり[環:企画課]	□交流の機会の実施状況 ・環境教育・学習推進会議:1回 ・生物多様性推進検討会議:2回
市民・事業者・行政情報交換や意見交換の場の創出 [建緑:みどり・多摩川事業推進課]	・多摩川流域セミナーの開催 年2回

1 大気・水環境計画

ここでは、大気・水環境計画に位置づけている全ての取組結果を、基本施策及び基本施策の下に位置づけている施策ごとに一覧としてとりまとめています。また、各具体的取組がどの目標達成に関連するか、さらにどの地域に関連する取組であるかも併せて示しています。「計画期間における取組内容」に記されている●は川崎市総合計画との整合を図った取組内容を記載しています。○は●の記載内容だけでは具体的取組の実施内容等がわかりにくいものについて詳細に記載しています。「令和6(2024)年度実績」については、「計画期間における取組内容」の●及び○に対応した実績を記載しています。

■取組一覧

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する												
I-1 大気や水などの環境保全												
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導												
	1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査による排出基準遵守状況の監視及び指導	●○法や条例に基づき、届出時等の施設設置状況の確認を2件実施しました。 ○法や条例に基づき、工場・事業場への立入調査を33件実施しました。	○					○	○	○
	2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	●法や条例に基づく届出の審査を165件実施しました。 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導については、2件(解体工事計画書)実施しました。	○					○	○	○
	3 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく石綿飛散防止対策に係る届出の審査・指導	●石綿飛散防止に係る法や条例に基づく届出の審査・指導を11,964件実施しました。(立入調査件数:959件)	○					○	○	○
	4 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○総量規制基準等の遵守状況等の把握を目的とした、発生源自動監視システムによる常時監視	●○19事業場を対象に発生源自動監視システムによる常時監視を行い、総量規制基準等の遵守状況を確認しました。	○					○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域			
					大気	水	化学 市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導											
5	大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握	法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく工場・事業場に対する窒素酸化物等大気汚染物質の排出量調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●○条例に基づき、工場・事業場に対して窒素酸化物等大気汚染物質の排出量調査を実施しました(219件)。(令和6年度の排出量は、硫酸酸化物325トン、窒素酸化物5,453トン、ばいじん268トンでした。) 	○				○	○	○
6	大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報(注意喚起))の広報活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○光化学スモッグ注意報発令に伴う周知・広報の実施 ○PM2.5高濃度予報(注意喚起)に伴う周知・広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●○光化学スモッグ注意報発令時の対応について周知しました(802件)。また、光化学スモッグ注意報(発令日数9日)の発令に伴い、市内に防災無線等による周知・広報を実施しました。 ○PM2.5高濃度予報(注意喚起)はありませんでした。 	○				○	○	○
7	ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者へ指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 ○神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制による車両検査の実施及び不適合車を使用する事業者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●○神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制による車両検査を332台実施しました。 	○				○	○	
8	石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、建築物等の解体等工事の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●○石綿飛散防止に係る法や条例に基づく立入調査を959件実施しました。 	○				○	○	○
9	民間建築物のアスベストの調査及び除去工事費の補助	アスベストの飛散による市民の健康障害の予防を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●アスベスト含有調査費用の補助 ●アスベスト除去等費用の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●アスベスト含有調査費用の補助を2件実施しました。 ●アスベスト除去等費用の補助は0件でした。 	○				○	○	○
10	法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、施策を推進しました。 ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、3R及び適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(44件)、立入検査(38件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(4件)、立入検査(42件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●不法投棄常習場所への定期パトロール(223地点99日)等のパトロールを行いました。 ●事業者に対して、立入検査(22件)、現地調査(2,622件)、文書指導(18件)、電話対応、研修会の開催等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 	○	○	○	○	○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域			
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導											
	11 騒音、振動に係る届出等の審査・指導	騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導	●○法や条例に基づく、騒音、振動に係る届出の審査・指導を60件実施しました。(法:36件、条例:24件)	○				○	○	○
	12 騒音、振動防止対策に係る立入調査	騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査	●○特定建設作業を行う事業者に対して、騒音、振動の防止指導を行いました。	○				○	○	○
	13 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導	●○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届については、適切に審査・指導を行いました。	○	○	○		○	○	○
	14 環境情報システムの運用	公害関係法令に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討	●適宜必要な保守作業を行い、システム停止等の障害が発生しないよう、受託業者と隔月で定例会議等を行いました。 ●環境情報システムで利用しているミドルウェアの1つのサポート期限が年度内に終了するため、バージョンアップを行うシステム改修を行い、セキュリティの安全性の確保に対応しました。 ●法令改正がありましたが、システム改修までは必要なく、従来の保守作業の範囲内で、表記の修正などの対応を行いました。 ●令和4年度にシステム機器の更新・再構築を行いました。次回のシステム機器の更新等を見据え、受託業者からも情報収集しながら、検討しました。	○	○	○				

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学 市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
② 水環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 ＜水質＞	法律や市条例等に基づき、届出施設の設定等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、工場・事業場への立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導 ●工場・事業場排水水の分析調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●○法や条例に基づき、届出時等の施設の設置状況の確認を4件行いました。 ○法や条例に基づき、工場・事業場に立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導を行いました。（立入調査件数：96件） ●工場・事業場排水水の分析調査については、170検体実施しました。 	○			○	○	○
	2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 ＜水質＞	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●法や条例に基づく届出の審査を261件実施しました。 ●法に基づき、有害物質使用特定事業場等に対して42件審査を実施し、有害物質使用特定施設の構造基準等の確認を行いました。 	○			○	○	○
	3 土壌汚染に係る届出等の審査・指導	法律や市条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●○法や条例に基づく土壌汚染に係る届出の審査・指導を336件実施しました。（法：161件、条例：175件） 	○			○	○	○
	4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握 ＜水質＞	法律の総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査します。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法に基づく、総量規制基準監視のための汚濁負荷量の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●○法に基づき、総量規制基準監視のための汚濁負荷量の把握を目的に、水質総量規制汚濁負荷量測定結果報告書による事業場排水の水質監視を実施したところ、対象の55事業場全てで総量規制基準を満たしていました。（令和6年度の1日当たりの排出量 COD:7.1t、全窒素:8.3t、全りん:0.41t） 	○			○	○	○
	5 下水道法令に基づく立入調査 ＜水質＞	下水道への排水について監視する必要がある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●排水監視の必要な事業場への立入調査を520件実施しました。 	○			○	○	○
	6 し尿・浄化槽の維持管理に係る取組	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿収集・浄化槽清掃作業の実施 ●浄化槽管理者への維持管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿収集については、6,977kL実施し、清掃作業の実施に伴い、32,329kLの浄化槽汚泥を収集しました。 ●浄化槽管理者への維持管理指導については、303件実施しました。 	○			○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
② 水環境に係る事業所等の監視・指導											
7	汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導	●○法に基づく汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導を6件実施しました。	○				○	○	○
8	地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 ＜水量＞	地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水施設の届出、変更の届出等の審査・指導	●○地下水揚水に係る指導等については、条例に基づき、許可、届出、報告等について対象事業者への指導を行いました。	○				○	○	○
9	地下水揚水量の把握 ＜水量＞	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握	●○法や条例に基づき、事業者の地下水揚水量を把握しました。(113件)	○				○	○	○
10	事業所地下水調査 ＜水質＞	市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の監視を行います。	●汚染井戸における地下水の水質の監視 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水汚染状況の監視	●条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を4地区で実施しました。	○				○	○	○
11	法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導 【再掲】	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進	●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、施策を推進しました。 ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、3R及び適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(44件)、立入検査(38件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(4件)、立入検査(42件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●不法投棄常習場所への定期パトロール(223地点99日)等のパトロールを行いました。 ●事業者に対して、立入検査(22件)、現地調査(2,622件)、文書指導(18件)、電話対応、研修会の開催等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。	○	○	○		○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
② 水環境に係る事業所等の監視・指導											
	12 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】		<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届については、適切に審査・指導を行いました。 	○	○	○		○	○	○
	13 環境情報システムの運用【再掲】		<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●適宜必要な保守作業を行い、システム停止等の障害が発生しないよう、受託業者と隔月で定例会議 ●環境情報システムで利用しているミドルウェアの1つのサポート期限が年度内に終了するため、バージョンアップを行うシステム改修を行い、セキュリティの安全性の確保に対応しました。 ●法令改正がありました。システム改修までは必要なく、従来の保守作業の範囲内で、表記の修正などの対応を行いました。 ●令和4年度にシステム機器の更新・再構築を行いました。次回のシステム機器の更新等を見据え、受託業者からも情報収集しながら、検討しました。 	○	○	○				
③ 大気環境に係るモニタリングの実施											
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況等を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況等を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の常時監視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●NO₂、SO₂、SPM、PM2.5、COについては、環境基準を全局達成しましたが、光化学オキシダントについては、全局非達成でした。その他ベンゼン等の環境基準が設定されている物質については、全地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されている物質については、全地点で指針値に適合しました。 ●法に基づき、大気3地点について常時監視を実施し、全地点で環境基準を達成しました。 	○		○		○	○	○
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NO _x と非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく光化学オキシダント等の常時監視の実施 ●光化学オキシダント対策の実施 ○光化学オキシダントの原因物質であるNO_x、非メタン炭化水素の常時監視及びデータ解析 ○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づき光化学オキシダント等の常時監視を実施しました。 ●○窒素酸化物(NO_x)及び非メタン炭化水素の常時監視を行い、4月から10月にかけて、非メタン炭化水素の指針値に適合したのは98%でした。また、4月から10月までの平均値は、NO_x、非メタン炭化水素とも近年、横ばいとなっています。 ○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の指標により、本市における光化学オキシダントの長期的な傾向を把握しました。 	○				○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
③ 大気環境に係るモニタリングの実施										
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●酸性雨の実態調査の実施	●酸性雨調査を毎月2回、年24回実施しました。	○				○	
	4 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて二酸化窒素等の除去率の調査を行い、施設を効率的に稼働します。	●ディーゼル車運行規制等の大気汚染対策の実施 ○大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための調査実施	●土壌浄化モデル施設による大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための調査を実施しました。	○				○	
	5 石綿(アスベスト)の大気中濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施	●実態調査を一般局7局で年1回実施しました。また、建築物の解体工事に伴う調査を年1回実施しました。	○				○	○
	6 騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく環境基準適合状況調査及び実態調査	●一般環境3地点・自動車13地点・新幹線鉄道2地点に係る騒音について、環境基準の適合状況を把握するための調査を適正に実施しました。また、在来鉄道4地点の騒音、振動調査、中原区及び麻生区の航空機騒音の常時観測について適正に実施しました。	○				○	○
④ 水環境に係るモニタリングの実施										
	1 河川、海域の水質調査 <水質・水量>	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について常時監視し、環境基準の適合状況を評価します。	●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時監視の実施 ●河川・海域における水質調査等の実施 ○河川、海域の水質環境基準値適合状況の評価 ○海域沖合部のCODの濃度推移の把握 ○河川の流量調査 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視の実施	●法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質常時監視として、河川25地点、海域12地点で水質測定を実施しました。 ●○河川(12地点)、海域(6地点)で毎月水質測定を行い、河川(12地点)でBODの環境基準値に適合し、海域運河部(3地点)でCOD環境基準値に適合しました。また、河川、海域ともに、健康項目については全地点で環境基準を達成しました。 ○海域沖合部(3地点)については、3地点でCODの環境基準値に適合しませんでした。沖合部の各地点濃度は横ばいの傾向が見られました。 ○河川(12地点)で毎月流量調査を行い、各地点の年平均値は概ね過去10年間の変動の範囲内であり、概ね横ばいで推移しました。 ●法に基づき河川3地点、海域3地点、底質(海域)3地点について常時監視を実施し、全地点で環境基準を達成しました。	○				○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する												
I-1 大気や水などの環境保全												
④ 水環境に係るモニタリングの実施												
	2 地下水質の監視 ＜水質＞	法律等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施 ●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ○市計画に基づく、地下水の水質調査 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の水質及び土壌の常時監視の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●法に基づき、市内19地点で調査を実施し、19地点で環境基準を達成しました。また、過去の調査で汚染が確認された地点の地下水の水質状況を継続的に把握するため、8地点で調査を実施し、7地点で環境基準を達成しました。 ●○市計画に基づき、地下水の水質調査を実施し、VOCは10地点中全地点で環境基準を達成し、PFOS及びPFOAは16地点中13地点で指針値に適合しました。 ●法に基づき地下水5地点、土壌3地点について常時監視を実施し、全地点で環境基準を達成しました。 	○				○	○	○	
	3 精密水準測量による地盤沈下量の監視 ＜水量＞	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測	●水準点での地盤高の観測については、精密水準測量を171.31km実施しました。また、最大沈下量は-4.6mmであり、注意を要する地域とされている年間2cm以上の沈下地域はありませんでした。	○					○	○	○
	4 川崎港底質調査 ＜水質＞	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●河川・海域における水質調査等の実施 ○東京湾の水質汚濁の要因調査に向けた川崎港の底質の調査の実施	●川崎港(2地点)で底質調査、底生物調査等を行い、調査結果は、九都県市で東京湾全体の結果を報告書に取りまとめて公表しました。	○					○		
	5 地下水塩水化調査 ＜水量＞	過剰な揚水による地下水の塩水化の状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●地下水塩水化調査の実施 ○川崎市、幸区の地下水位観測用井戸における地下水の塩水化調査の実施	●地下水塩水化調査については、6地点で実施しました。	○					○		
	6 地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 ＜水量＞	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地盤沈下観測所における地下水位及び地盤沈下量の観測 ○市内の地下水位観測用井戸における地下水位の常時監視 ○川崎区の地盤沈下観測所における地層変動量の常時監視 	<ul style="list-style-type: none"> ●○地盤沈下観測所における地下水位の観測については11地点で実施し、地下水位の経年推移は概ね横ばいでした。 ○地盤沈下観測所における地層変動量の観測については5地点で実施し、地層変動量の経年推移は概ね横ばいでした。 	○					○	○	○
	7 水道衛生関係施設の衛生確保	環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組み、健康で快適な生活環境を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 ○飲料水供給施設の設置者等による自主管理の推進 ○災害用選定井戸の水質検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●○地下水揚水を含む専用水道、小規模水道等の監視及び指導を40回実施し、5施設に対し水質検査を実施しました。 ○災害用選定井戸78施設について水質検査を実施しました。 	○					○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応											
1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応	●騒音、振動に係る苦情相談について、現地調査や測定を実施し、発生源事業者に対し指導や要請を行うなど適切に対応しました。(令和6年度新規苦情受付件数:騒音382件、振動114件)	○					○	○	○
2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく工場、事業所の監視及び排出低減に向けた指導 ○悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談対応及び現地調査の実施 ●広域悪臭対策の実施	●○悪臭、ばい煙、粉じんに係る苦情がそれぞれ85件、41件、61件あり、相談対応及び現地調査を実施しました。 ●夏季に、臨海部の夜間パトロールを5回実施するとともに、大気環境中の特定悪臭物質の濃度測定を実施しました。	○	○	○	○	○	○	○	
3 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める事故時の措置に基づく対応 ●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ○水質事故の通報に対する、関係機関と連携した現地調査 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 ○異常水質事故検体の分析	●○市内の工場・事業場に対し事故の未然防止について注意喚起を行いました。 ●○水質事故に対して、関係機関と連携した現地調査等を行い、54件に対応しました。 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査については、今年度発生した2件の水質事故及び苦情について原因究明のための調査を実施しました。	○	○	○	○	○	○	○	
4 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ○有害物質等の漏洩・流出に係る対応マニュアルの充実 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査等による排出基準遵守状況の監視及び施設の適正な管理に向けた指導 ○庁内外関係機関(部署)や事業所と連携した取組の推進	●○一般社団法人神奈川県環境計量協議会と「大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定」を継続しました。 ○令和5年度に作成したマニュアルに記載されている簡易測定機器(検知管)の保有状況を確認し、不足しているものについて購入し、有害物質等の漏洩・流出に迅速に対応できるよう取組を進めました。 ●○関係法令等に基づき、工場・事業場の立入調査を実施し、排出・排水基準遵守状況等の監視及び排出低減に向けた指導を行いました。(大気:33件、水質:96件) ○河川等の水質が著しく汚濁する水質事故に関連機関と連携して対応しました。(水質事故対応件数:54件)	○	○	○			○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応											
	5 放射線の安全推進に係る取組	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施	●環境中(環境土壌:2地点)の放射性物質モニタリングを実施し、結果を公表しました。 ●放射線測定器の貸出しの実施については、4件実施しました。	○	○	○	○	○	○	
⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施											
	1 水処理センターの高度処理化の推進 <水質>	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やりんの排出量を削減できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理化の推進	●等々力水処理センターにおける更なる高度処理化の流量調整池の工事にあたり、想定外の地中障害物の撤去に不測の日数を要したため、目標を下回りました。(高度処理普及率:79%)	○				○	○	
	2 合流式下水道の改善の推進 <水質>	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進	●六郷遮集幹線の整備を推進しましたが、支障となる地下埋設物の移設協議に時間を要した上、移設工事にあたり想定外の地中障害物が複数あり、撤去工事に不測の日数を要したため、目標を下回りました。(合流改善率:74%)	○				○	○	
	3 下水道利用の促進 <水質>	未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●未普及地域の解消に向けた取組の推進	●未普及地域解消の推進については、登戸地区で下水管きよの整備を推進しました。(下水道普及率:99.6%)	○				○	○	
	4 河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進	●一級河川平瀬川支川改修事業については、左岸側における令和6年度の用地取得を予定どおり実施し、右岸60mの護岸改修工事を完了させ、継続して右岸40mの護岸改修工事を令和7年1月に工事着手しました。国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にも位置付けられていることから、引き続き事業費の確保に取り組み、工事を推進します。(平瀬川支川の改修率:73%)	○				○	○	
	5 水処理センターの水質管理 <水質>	水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●水処理センターでの適正な水質管理の実施	●水処理センターでの適正な水質管理の実施については、規制項目に係る必要な分析を行い、適正に管理しました。(水質規制項目分析数:3,712項目)	○				○	○	
	6 環境に配慮した河川・水路の維持補修 <水辺地>	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持補修	●河川維持管理計画に基づき、河川詳細点検の2サイクル目(2/5)を実施し、各施設の長寿命化に向け、実施計画に基づいて護岸補修などの緊急度に応じた対策を講じました。	○				○	○	
	7 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の放射能関連施設周辺等の放射線量を調査します。	●放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施	●放射能関連施設周辺の空間放射線量率、放射性物質濃度等調査を年間12回実施しました。	○	○			○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域			
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施											
	8 健康調査に係る取組	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保健サーベイランス調査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児の調査は引き続き幸区と連携し、3歳児健診の案内に調査票を同封健診時に回収することで順調に推移しています。6歳児の調査について、各小学校と連携し、事業の趣旨を説明し進捗状況の連絡を密にすることで、前年度と同程度の回収率を維持しました。 ●光化学スモッグ健康被害については、発生しませんでした。 ●公害防止調査研究については、今年度は10月から調査を実施しました。 	○				○	○	○
	9 公害健康被害に係る補償給付及び支援	公害健康被害被認定者に各種補償費を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公害健康被害被認定者に各種補償費給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)交付の実施 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費補助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●公害健康被害の各種補償給付については、31,904件実施しました。 ●バス乗車証の交付については、979件交付しました。 ●空気清浄機購入費の補助については、5件実施しました。 	○				○	○	○
	10 公害健康被害の予防に係る取組	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾患患者(児)、及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●公害健康被害予防事業については、内容や対象者に応じて、Zoomや対面などで実施し、正しい知識の普及等に貢献しました。 ・令和6年度にぜん息児運動教室を再開し、ぜん息のあるこどものためのアメフト教室を1回実施しました。 ・アレルギー相談は64回実施、呼吸器健康相談は17回実施しました。 ・ぜん息児健康回復教室は7回実施しました。 ・リハビリテーション事業については、呼吸機能訓練教室は11回実施、知識普及講演会は2回実施しました。 ・気管支ぜん息知識普及事業については、医師・看護師・教職員等専門職向けの研修は2回実施し、いずれもオンデマンド配信を行い、配信動画の再生回数は延べ263回でした。 ・健康相談事業については、アレルギー疾患知識普及講演会は9回実施し、全ての講演会でオンデマンド配信(うち3回は一般公開)を行い、配信動画の再生回数は延べ1,753回でした。呼吸器疾患予防講演会は2回実施しました。 ・健康診査事業におけるスクリーニング後対象者数は4,691人となりました。 	○				○	○	○
	11 健康の回復と福祉の増進に係る取組	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討	●令和5年度末をもって制度廃止としました。なお、経過措置として、令和6年4月1日時点で有効な医療証をお持ちの方などについては、令和8年3月31日まで現行制度を継続することとしています。	○				○	○	○
	12 児童福祉の増進に係る取組	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	●令和5年度末をもって制度廃止としました。なお、経過措置として、令和6年4月1日時点で有効な医療証をお持ちの方などについては、令和8年3月31日まで現行制度を継続することとしています。	○				○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域											
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部									
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る																				
Ⅱ-1 環境配慮意識の向上																				
① 大気や水辺に親しむ取組の推進																				
	1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市民参加による水辺の親しみやすさ調査の実施 ○調査結果を活用した情報発信 ●水環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●○環境配慮意識の向上を図るため、市制100周年事業として、川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展を実施したほか、環境啓発絵本の配布、市民が水辺に親しむための水環境体験教室、小学校への出前教室等を実施しました。（「水辺の親しみやすさ調査」実施回数：9回、出前授業の実施回数：8回） ○調査結果を踏まえた水辺の情報をSNSにより発信しました。 ●○水辺の親しみやすさ調査を水辺にふれあえる代表的な17地点で実施し、評価しました。 																
	2 水辺に親しめる河川環境整備の推進<水辺地>	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	● 渋川環境整備事業の推進	● 渋川環境整備の推進については、八幡橋～石神橋間の右岸79mの河床部や護岸の整備を5月に完成させ、同区間のパラベットの整備を10月に着手しました。（渋川環境整備工事進捗率：80%）																
	3 水環境に係る調査及び普及啓発（河川の生物調査など）<水生生物>	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・海域における水質・生物調査等の実施 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川（4地点）で水生生物調査を行いました。 ●○「河川親水施設調査」1件（水質調査9地点、生物調査3地点）、「海域生物調査」（2地点）、「東扇島東公園アマモ・アサリ生育生息状況調査」1件、「多摩川河口干潟調査」1件を実施しました。 																
	4 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析 	<ul style="list-style-type: none"> ●○令和4年度に作成したガイドブックを活用し、市民への普及広報を実施しました。 ○本庁舎で行った視程調査の結果を解析しました。 																
	5 湧水地の保全に向けた普及啓発<水量・水生生物・水辺地>	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ○整備した湧水地の保全に係る現地案内板及びホームページによる普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理については、8箇所9地点で実施しました。 ○市で整備した湧水地について、現地案内板及びホームページで普及啓発しました。 																
	6 川崎港の生物調査及び普及啓発<水生生物>	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●海域における水質・生物調査等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○川崎港における水生生物調査の実施 ○リーフレット、ホームページを活用した情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●○川崎港（2地点）で水生生物調査を実施しました。 ○海域の生物調査結果を基にリーフレット及び動画を作成し、ホームページに掲載して情報発信をしました。 																

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る											
Ⅱ-1 環境配慮意識の向上											
① 大気や水辺に親しむ取組の推進											
	7 生物多様性の保全の推進 ＜水生生物＞	「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進	●生物多様性かわさき戦略に基づき各取組を進め、プロジェクト事業の進捗状況を環境白書として取りまとめました。生き物の生息調査については、1地点で実施しました。また、外来生物の対応としては、「入れない」「捨てない」「拡げない」の予防三原則を周知するとともに、特定外来生物の防除等に取り組みました。	○	○	○	○	○	○	
② 環境教育・環境学習の推進											
	1 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 【リーディングプロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成するため、川崎市が環境改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市内の小学校等での出前授業の実施 ○出前授業コンテンツの整理及び周知 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ○実施効果の把握及び授業内容の更新 ●環境総合研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ○各種イベント等への出展 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進	●市制100周年事業として「川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展」を市内4か所で実施したほか、小学校等での出前授業において講義を行いました。(出前授業の実施回数:8回) ○大気・水環境分野の出前授業のコンテンツをHPに整理し、小学校等に向けて周知を行いました。 ●大気・水環境に係る出前授業について8件実施しました。また、出前授業やイベント等の実施後にアンケート調査を実施し、環境配慮意識の変化等を把握しました。 ●「環境セミナー」をオンライン・オフラインのハイブリッド形式で計3回開催したほか、YouTubeへの新規動画投稿(5件)、年間を通じたX(旧Twitter)投稿や川崎生命科学・環境研究センター(通称:LISE)1階アーカイブスペースによる情報発信を行いました。 ●本市や近隣企業等による環境学習イベントを支援するため、保有機材を計5回貸し出したほか、「かわさき水辺の生きもの」(令和5年度内容改訂)等の教材を提供しました。また、市制100周年記念事業として、これまでの環境関連の記録写真等をWEB上で取りまとめたデジタルアーカイブを開設しました。 ●市民活動団体や市内の学校と連携し、環境総合研究所の研究施設等を活用した環境教育を計3回実施するとともに、神奈川県、横浜市と合同で環境研究発表会を開催し、調査・研究成果を発表したほか、全国環境研協議会の発表会等において調査・研究成果の情報発信を行いました。 ●小学生が科学に触れる機会の創出等のため、キングスカイフロント内近隣企業等が実施する「夏の科学イベント」に参加し、熱中症予防対策に関する展示を行いました。また、同じく近隣企業等が実施するキングスカイフロントOPEN DAY(市制100周年記念事業)に参加し、市内の中学生や高校生を対象に海の水質分析に係る体験型講義を実施しました。	○	○	○	○	○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
II 安心で快適な環境を共に創る										
II-1 環境配慮意識の向上										
② 環境教育・環境学習の推進										
2	水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。	●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○水環境体験教室の開催 ○多摩川教室への出展 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価	●川崎市域3校の水辺の楽校の活動状況などを把握し、自然体験活動の人的支援(計10回)や物資の提供等を行いました。また、水辺の楽校の取組周知や映像による紹介、活動用物品の保管場所の調整等を行いました。通年で多摩川の体験学習を実施する水たまりキッズ事業では、流域自治体である八王子市・日野市と連携し、多摩川支流の浅川で上流体験を実施しました。大田区と連携し「丸子の渡し祭り」を開催するとともに、「多摩川で和むe体験」を同時開催し相乗効果による魅力向上を図りました。市制100周年記念事業「復活！登戸の渡し」では、狛江市と連携し広報などを展開し実施しました。市民団体、流域自治体、河川管理者等が構成する『多摩川流域懇談会』に参加し情報交換等を行いました。 ●○水辺に親しむ機会として水環境体験教室を8回実施しました。 ○多摩川教室に出展しました。 ●○水辺の親しみやすさ調査を水辺にふれあえる代表的な17地点で実施し、評価しました。	○	○	○	○	○	○
3	地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促すしくみの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●大人向け環境教育・学習の推進に向けた取組として地域環境リーダー育成講座を開催	●地域環境リーダー育成講座については、基礎編4回、実践編4回の計8回開催し、8人(累計407人)が新たに地域環境リーダーになりました。	○	○	○	○	○	○
4	「エコシティたかつ」推進事業の取組 ＜水生生物＞	学校ピオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通して身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施	●区内小学校等のピオトープを活用した「学校流域プロジェクト」(3回)を実施しました。	○	○	○			

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。



施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-1 環境配慮意識の向上											
③ 効果的な情報発信の推進											
1 多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民実感の向上をめざして、効果的な情報発信を推進します。また、環境総合研究所の研究成果についてSNS、インターネットなどを通じて市民、事業者等へ情報を発信し、環境問題への関心や理解、環境配慮意識の向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に向けたICT等を活用した情報発信の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信 ○市政だより等の紙媒体による情報発信 ○大気・水環境分野についてSNS等による情報発信 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ○環境セミナー等の開催 ○X(旧Twitter)による配信 ●環境技術情報の収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> ○LiSE1階アーカイブスペースを用いた情報発信 ○環境技術情報ポータルサイトを用いた情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●○市制100周年事業として「川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展」を市内4か所で実施したほか、小学校等での出前授業において、公害の歴史環境の取組等について講義を行いました。 ○市政だより等の紙媒体により、大気・水環境分野等のイベント情報について情報発信を行いました。 ○市内の水辺情報や環境イベント情報等について、環境総合研究所公式X(旧Twitter)等により発信を行いました。 ●○環境セミナーについて①地球温暖化時代の「みどりと私たちの暮らし」(令和6年10月25日、当日参加者85名)、②かわさきの大気と水を考える(同年11月26日、当日参加者44名)、③「産学公民連携共同研究事業研究成果報告会」(令和7年3月12日、当日参加者50名)をテーマに開催しました。 ○年間を通じて川崎市環境総合研究所アカウントにより、研究所の業務紹介や熱中症予防啓発、各種環境関連イベント等の情報を配信しました。(令和6年度:128回配信) ●○環境技術情報ポータルサイトを一部改修して内容を拡充するとともに、X(旧Twitter)等と連携させながらポータルサイトを通じて、国際貢献の取組や川崎国際エコビジネスフォーラム等の情報発信を実施しました。 	○	○	○	○	○	○	○	
2 地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●常時監視測定結果等の情報提供 ●河川・海域における水質等の評価と生物の生育状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○地域ごとの取組や環境データの公表・提供 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページでの環境情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎のデジタルサイネージやホームページで測定局ごとのデータを提供しました。 ●○主な河川の水質測定結果の経年推移は地点ごと、水域ごとに取りまとめ、生物調査結果は地点ごとに取りまとめて公表しました。 ●○大気や水質の常時監視結果、ダイオキシン類、酸性雨等の測定結果や水質事故対応等の環境情報についてホームページで公表しました。また、利用しやすいデータ形式として、エクセルファイル(XLSX形式)で提供しました。 	○	○	○	○	○	○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
II 安心して快適な環境を共に創る											
II-1 環境配慮意識の向上											
③ 効果的な情報発信の推進											
	3 情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●ディーゼル車のZEV化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組 ●公用車への次世代自動車導入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●適正に導入補助制度を運用し、4台に補助を実施しました。 ●民間企業と連携したEVカーシェアリング実証実験の拠点を1箇所増設しました。 ●〇市内EVトラック販売業者と連携した一定期間のEVトラックの試乗について、市内事業者へ取組の周知を行いました。 ●車両導入・入替予定部署と次世代自動車導入の調整を行い、導入を促進しました(公用乗用車の電動化率:60.7%)。また、次世代自動車の中でもEVの導入を進めるため、公共施設(6施設)に公用車用のEV充電設備を設置しました。 	○		○	○	○	○	
	4 自転車の活用に向けた取組の推進	安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●シェアサイクルの本格運用による取組の推進 ●広報啓発等を通じた環境負荷の低減に寄与する取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間用地に加え、公園などの公共用地を活用しシェアサイクルポートの設置拡充を行い、一層の普及促進に向けた取組を進めました。 ●自転車利用を促す広報啓発としてのチラシの配布などを、5月の自転車マナーアップキャンペーンや10月の放置自転車クリーンキャンペーンで実施しました。また、10月の宮前区民祭に出展して、環境負荷の低減や観光利用などの啓発活動を実施しました。 	○				○	○	
	5 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供(オープンデータ化)します。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・海域における水質等の評価 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ等での環境データの提供 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進【再掲】 ○市ホームページでの環境情報の提供 ●常時監視測定結果等の情報提供【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●〇主な河川の水質測定結果の経年推移は地点ごと、水域ごとに取りまとめて公表しました。 ●〇大気や水質の常時監視結果、ダイオキシン類、酸性雨等の測定結果や水質事故対応等の環境情報についてホームページで公表しました。また、利用しやすいデータ形式として、エクセルファイル(XLSX形式)で提供しました。 ●大気常時監視の1時間値データを市ホームページでCSV形式で提供しました。 	○	○	○	○	○	○	
	6 生活排水対策等の推進<水質>	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○リーフレットを活用した市民、事業者への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●〇生活排水対策リーフレット「かわさきの川・海をもっとすてきに！」を活用し、市民、事業者へ水環境に関する普及啓発を行いました。 	○		○	○	○	○	
	7 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発<水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●〇雨水浸透の取組の推進については、学校に設置した雨水浸透ますの適切な維持管理や普及啓発を実施したほか、雨水浸透について、ホームページで市民等へ普及啓発をしました。 	○		○			○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-1 環境配慮意識の向上											
③ 効果的な情報発信の推進											
8	水洗化率向上に向けた取組 ＜水質＞	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブサイト、パンフレット等による広報 ●助成・融資あっせん制度の活用 ●戸別訪問による説明・勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブサイト、パンフレット等による広報を行い、水洗化されていない家屋の解消を図りました。 ●水洗便所等設備資金助成金:6件 私道共同排水設備敷設・修繕助成金:1件 川崎市水洗便所改造等資金融資あっせん:0件 ●戸別訪問による下水道普及促進事業に関する説明・勧奨を601件実施しました。 	○				○	○	○
9	川崎港の魅力発信の推進 ＜水辺地＞	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等の開催 ●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●第51回川崎みなと祭りを川崎市市制100周年記念回として例年のコンテンツに加えて市制100周年を記念したドローンショー及び一斉吹鳴を実施しました。また、公益財団法人日本財団の「海と日本プロジェクト」の助成金を活用し、GIGAスクール端末向け港湾デジタル副読本を活用した小学生の川崎港見学ツアーを実施し、将来世代への情報発信や体験学習の取組を行いました。さらに、ビーチバレー川崎市長杯を有観客かつYouTubeでのLIVE配信の方式で開催しました。 ●川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の利用促進に向けて、HPなどの媒体を活用した広報を実施しました。また、ビーチバレー川崎市長杯のYouTubeでのLIVE配信やデジタルサイネージ等において、川崎港や川崎マリエンの魅力を広くPRしました。 	○		○	○	○	○	○
10	農地の保全及び活用の推進 ＜水量＞	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 ●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 ●里地里山の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ●大型農産物直売所「セレスアモス」と連携した都市農業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地の指定については、4,330㎡を新規指定しました。利用権設定等の集約面積については、13.2haとなりました。 ●市民防災農地の登録については、JAセレスアモスと連携し、19箇所を登録しました。 ●里地里山等利活用実践活動による人材育成を46回開催しました。 ●グリーンツーリズムのホームページのイベント情報を更新するなど、適切な情報発信に努めました。 ●大型農産物直売所「セレスアモス」と連携して、農業情報センターを拠点とした農産物の収穫体験などのイベントを目標どおり67回開催し、都市農業の理解促進に努めました。 	○					○	○
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携											
① 市民協働・連携の取組											
1	市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との協働・連携の推進 ○様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●○市民や事業者と連携したワークショップを8回実施しました。 	○	○	○	○	○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る										
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
① 市民協働・連携の取組										
	2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との協働・連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市民の視程調査への参加促進 ●大気環境の保全に係る取組の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワークショップ等において視程調査について周知し、市民への参加促進を行いました。(4回) ●令和4年度に作成したガイドブックを活用し、市民への普及広報を実施しました。 ○本庁舎で行った視程調査の結果を解析しました。 	○			○	○	○
	3 緑のボランティアなどの活動支援<水量>	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域緑化推進地区の認定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●観音町内会及び登戸新川町会の2地区を新規で認定するとともに、既存の認定地区に対して花苗等の支援を行いました。(地域緑化推進地区認定数:37箇所) ●公園緑地協会を通じて、ボランティア団体に対し、花苗等の活動支援を実施しました。 ●新百合丘地区、川崎駅周辺地区及び小杉地区において、植栽等の再整備を進めました。 		○		○	○	○
	4 ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会・自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみゼロカフェの実施 ●出前ごみスクールの実施 ●ふれあい出張講座の実施 ●資源物とごみの分別アプリの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ●食ロス削減、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環をテーマに、ごみゼロカフェを3回開催しました。 ●令和6年度は小学校の意向等もあり、目標を下回る実施校数となりましたが、市内の小学91校で146回実施した他、市民祭りなどといった多数の市民が集う各種イベントにおいて環境学習や3Rの推進に向けた普及啓発の取組を行い、幅広い市民に対する広報を実施しました。令和7年度は、出前ごみスクールを改めて周知するとともに、より綿密に各小学校と調整を進めることで、目標を達成することができるよう取り組んでいきます。 ●市内の町内会・自治会等を対象に151回開催しました。 ●資源物とごみの分別アプリについては、1,577,906回の閲覧数がありました。 	○			○	○	○
	5 エコシティ形成に向けた連携・推進<水量>	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●エコシティたかつ推進会議の開催 ●各種普及啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「エコシティたかつ」推進会議を年1回開催しました。 ●エコシティツアーについて、区役所来庁者に向けた建物内設備のガイドツアーを開催しました。たかつ水と緑の探検隊は、下作延小学校生徒を対象に森づくり体験を行ったほか、緑ヶ丘霊園内に流域治水ガーデンを作成しました。学校流域プログラムについては、区内市立小学校等で環境学習支援を行いました。 		○			○	
	6 河川等の維持管理に係る協働・連携<水量・水生生物・水辺地>	「2ヶ領用水総合基本計画」に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施します。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等	●各団体が月1回程度、清掃活動を実施		○			○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
II 安心で快適な環境を共に創る											
II-2 多様な主体との協働・連携											
① 市民協働・連携の取組											
7	市民150万本植樹運動	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに市民一人一本運動を展開し、150万本の植樹を目標します。	●市民や事業者との協働による取組の推進	●行政・事業者・個人の植樹の取組については、行政・事業者・個人が約7万本の植樹を行い、令和7年3月末時点で、累計植樹本数143万本となりました。		○		○		○	○
8	緑化協議による緑のまちづくりの推進 <水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	●緑化協議の実施 ●総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●緑化指針に基づく取組の推進	●緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施については、川崎市緑化指針に基づき共同住宅や事業所等の建設に伴う敷地内の緑化に関する協議を行い、地域の緑化に貢献しました。 ●川崎市宅地開発指針、川崎市緑化指針に基づき協議を行い、公園等の帰属・寄附を受けました。 ●緑化指針の改正に向けて課題整理や都市事例調査を行うとともに、改正の方向性についての整理を行いました。		○			○	○	○
9	里地・里山環境の次世代継承へ向けた取組 <水量>	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進 ●市民等との協働による緑地の保全・活用	●明大・川崎市黒川地域連携協議会において地域と連携し、緑地の保全、利活用を推進しました。 ●東京農業大学や岡上小学校等との連携による保全活動・環境教育の取組を推進しました。		○					○
10	「農」にふれる場づくりの推進 <水量>	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営 ●従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への普及支援 ●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援	●川崎市市民農園については、定期巡回を行い、利用状況を把握する等、適切に管理を行いました(1農園)。また、次期利用期間に向けて、小倉市民農園について、新たに地域交流農園への移行を行いました。 ●地域交流農園については、利用者管理組合の円滑な農地の管理に向けた助言等の運営支援を行いました(5農園)。 ●市民ファームについて、運営支援を行いました(12農園)。体験型農園について、希望する農園については利用者募集等の支援を行いました(11農園)。今後も希望する農園について開設・運営の支援を行います。		○				○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携											
② 広域連携等の推進											
1	他自治体連携による取組	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。 (神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 ○近隣自治体と連携した光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進に向けた取組 ●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施(PM2.5、光化学オキシダント等) ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援	●OVOCについて、近隣自治体と連携及び市独自で光化学オキシダント高濃度時に実態調査を行うとともに、VOCの排出削減の周知のため、九都県市で連携し、動画等を活用して市民等に自主的な排出抑制を促進しました。また、神奈川県公害防止推進協議会において、事業者向けVOC排出抑制対策講演会を開催しました。 ●令和5年度のPM2.5及び光化学オキシダントの調査結果を近隣自治体と共同で解析し、合同報告書を作成しました。 ●六大都市自動車技術評価委員会において調査研究及び情報交換を行いました。 ●九都県市合同で指定低公害車の普及状況調査を行うとともに、指定低公害車の普及啓発を実施しました。	○		○	○	○	○	○
2	国、自治体等が連携した東京湾の環境調査<水質・水生生物>	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○東京湾環境一斉調査への参加 ○企業、市民団体との連携強化	●○市として、東京湾環境一斉調査(水質調査、生物調査、啓発イベント)に参加しました。 (東京湾一斉調査の参加団体数:23団体) ○市内企業等に東京湾環境一斉調査への参加を募り、水質調査に19社、イベントに4社が参加しました。		○		○	○		
3	新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体等との協働・連携による取組を推進します。	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ●多摩川流域懇談会等における協働・連携による取組の実施	●「多摩川プラン推進会議」を2回開催し、事業進捗の確認を行うとともに、プランの改定に向けた勉強会として、現地視察や国土交通省職員を講師として招いた水循環やグリーンインフラをテーマとした講座を開催しました。 ●川崎市域水辺の楽校推進協議会の連携事業として「3校合同干潟観察会」や「多摩川水辺の楽校シンポジウム川崎」を開催し、各水辺の楽校等と連携を図り、多摩川の魅力を発信しました。また、水たまキッズ事業では、流域自治体である八王子市・日野市と連携し、多摩川支流の浅川で上流体験を実施しました。 (協働・連携によるイベント等の実施:1件)	○		○	○	○	○	○
4	緑と水の保全・再生・創出・活用の推進	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議やイベントを開催するとともに、広域連携プラットフォームの形成による取組を推進します。	●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 ○「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●広域連携プラットフォームの形成による取組の推進	●社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)の認定を受けている企業の視察をプラットフォーム関係自治体で行いました。 ○多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議はプラットフォーム会議を立上げ11月に開催しました。 ●参加自治体と調整を行い、情報共有や意見交換の場とする事業費は要しない形での輪番制としたプラットフォームを設置しました。	○		○		○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
II 安心で快適な環境を共に創る											
II-2 多様な主体との協働・連携											
② 広域連携等の推進											
5	鶴見川流域水協議会の取組 <水量>	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○施策ごとに目標期間を設定したアクションプランを策定し、市民、行政が連携・協働を図りながら取組を推進	●鶴見川流域水協議会に参画し、鶴見川流域の自治体及び京浜河川事務所と連携して、水環境の保全に係る取組を推進しました。		○		○		○	○
6	国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●大気環境に係る近隣自治体等の研究機関との共同調査・研究の実施 ●水環境に係る国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】	●令和5年度のPM2.5及び光化学オキシダントの調査結果を近隣自治体と共同で解析し、合同報告書を作成しました。 ●II型共同研究である「複数プライマーを用いた環境DNA底生動物調査手法の開発」、「里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスとその環境価値に関する研究」、「海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究」に参加し、共同で調査を実施しました。 ●国立環境研究所及び東京都等と連携して共同研究を行い、生活由来物質の存在実態の環境調査を行いました。 ●小学生が科学に触れる機会の創出等のため、キングスカイフロント内近隣企業等が実施する「夏の科学イベント」に参加し、熱中症予防対策に関する展示を行いました。また、同じく近隣企業等が実施するキングスカイフロントOPEN DAY(市制100周年記念事業)に参加し、市内の中学生や高校生を対象に海の水質分析に係る体験型講義を実施しました。		○	○	○		○	○
7	交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携【再掲】 ○産業道路クリーンライン化事業等による交通環境対策の取組推進 ○交通量削減に向けた再配達抑制等の取組の検討	●六大都市自動車技術評価委員会において調査研究及び情報交換を行いました。 ○「産業道路クリーンライン化キャンペーン」を実施(令和6年11月～令和7年2月)し、産業道路等における公共交通機関の利用や低公害車優先使用を推進しました。 ○事業者と連携して区役所に設置している宅配ボックスについて、継続して運用し、再配達抑制の取組を推進しました。		○				○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る											
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携											
② 広域連携等の推進											
	8 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における有害物質流出防止に備えた取組【再掲】 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○事業者との協定に基づく適正な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●○一般社団法人神奈川県環境計量協議会と「大規模災害時における有害化学物質等の調査に関する協定」を継続しました。 ●○本市と横浜市、JFEスチール㈱の3者は、京浜地区の環境保全対策の推進のため協定を締結していましたが、JFEスチール㈱の事業計画変更に伴い、令和5年度末に協定を失効しました。 	○	○	○	○	○	○	○
	9 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●公募型共同研究事業を5件、連携型共同研究事業を3件実施しました。また、その他連携事業として、東海大学と連携して皮膚ガスに関するセミナーを1件開催しました。 ●セミナー開催や川崎国際環境技術展等への出展を行い、共同研究事業全体や個別の共同研究事例について情報発信を行いました。 	○	○	○		○	○	○
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進											
	1 国際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携 ●国際連合環境計画(UNEP)との連携 ○川崎国際エコビジネスフォーラムの開催 ●環境技術情報の収集・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年度に引き続き環境省のインドネシア共和国タラム川における河川水質改善のための都市間連携事業に参加し、オンラインワークショップの中で、排水マスタープランの中間評価及び洗濯産業の排水上乘せ規制に係る調査を行い、問題点や今後の方向性等についてディスカッションしました。(海外自治体とのプロジェクト数:3件) ●○UNEPと今後の連携に向けた協議を実施し、令和6年度のエコビジネスフォーラムは、本市のみの主催の形で、海外都市からのパネリストを5年ぶりに迎えて開催しました。市制100周年のフォーラムは、次の100年のサステナブルな社会の構築に向けたアジアの都市の課題、課題の解決に向けた川崎の役割を明らかにすることを目的にパネルディスカッションを行い、国内外に発信しました。 ●環境技術情報の収集・発信については、ポータルサイトの運営等により行いました。 	○	○		○			

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る										
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進										
	2 環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や国際競争力の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●主に、川崎国際環境技術展において、市制100周年を記念して「国際」「若者」「協業」をキーワードとした特別企画を実施したほか、前年に続き会期前に面談予約が実施できるマッチングシステムの導入、会期中の出展者ピッチ、ビジネス交流会の開催等により、ビジネス創出支援イベントにおけるビジネスマッチング数は842件となり、そのうちの商談成立件数は91件と令和5年度の20件から大幅な増となりました。また、参加事業者数は201者となり、目標の達成に大きく貢献しました。 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出は、9件となりました。 	○	○	○			
	3 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ●JICA、IGES等の国際・研究機関との連携 ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●JICA等の国際・研究機関と連携を図り、大気・水環境など多岐にわたる環境分野に係る海外視察・研修を実施し、視察・研修を通じて参加者の能力向上を支援し、海外都市の環境改善に貢献しました。 ●昨年度に引き続き環境省のインドネシア共和国チタルム川における河川水質改善のための都市間連携事業に参加し、オンラインワークショップの中で、排水マスタープランの中間評価及び洗濯産業の排水上乘せ規制に係る調査を行い、問題点や今後の方向性等についてディスカッションしました。 	○	○		○		
	4 グリーンイノベーション・国際環境施策の推進	脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ●金融機関と連携したガイドブックの運用及びグリーンファイナンス促進に向けたフォーラム等の開催 ●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●金融機関、商工会議所、産業振興財団等の多様な主体との連携により、中小企業の脱炭素化を地域ぐるみで支援する「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」を通じて、参画団体と連携した市内事業者の脱炭素化支援を実施したほか、川崎国際環境技術展にて、脱炭素化の必要性・メリット等に関する普及啓発を目的とした中小企業向けセミナーを開催しました。 ●川崎国際環境技術展へのブース出展や大型ビジョン等での広報、中小企業向けイベントの場を活用した啓発など、本市脱炭素施策や、市内事業者の脱炭素化に資する技術や取組について、情報発信を計6回行いました。 ●中小企業向けの「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」を金融機関や支援機関等と連携し運用するとともに、コンソーシアム参画団体向けの中小企業の脱炭素化支援に必要な知識習得に向けたセミナーを1回、情報共有や意見交換を行う会議を2回開催しました。 ●カーボンニュートラル等に向けた環境課題のワンストップ窓口寄せられた企業等からの相談に対し、内容に応じ、課題整理や提案等を行うことにより、事業者支援を行いました。 	○	○		○		

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る										
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進										
	5 上下水道分野における国際展開の推進	水関連企業の海外展開支援や上下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際展開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき水ビジネスネットワーク会員向けセミナーの開催や、草の根技術協力事業に参画した会員企業による現地での技術・製品のPR、海外展開スキームへの応募に向けた支援等の取組を実施するとともに、国内における情報発信の充実を図りました。 ●ラオスにおける長期専門家1名及び短期専門家2名の派遣や現地会議への参加のほか、インドネシア・マカッサル市とバンドン市における技術支援を実施するなど、専門家等の海外派遣16件を実施しました。また、研修生・視察者等の受入れを21件実施しました。 	○					
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進										
① 交通環境配慮行動の促進										
	1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○次世代自動車のインフラ整備促進に向けた支援・調整等の実施 ○国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●共同住宅へのEV普及に向けた共同住宅向けEV用充電設備の補助制度を運用し、1件(コンセント:5基)の補助を実施しました。また、公共用の充電設備の整備を目的に、充電サービス事業者と連携し、公共施設(7施設)にEV用充電設備を設置し、供用を開始しました。 ○九都県市首脳会議において、水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進、水素ステーション整備・運営に係る支援や、燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大等のための財政支援について、国に対して要望を実施しました。 	○			○	○	○
	2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○EVカーシェアリングの事業性に係る実証 ○EVカーシェアリングの社用車等への導入に向けた取組の推進 ○建築物環境配慮制度を活用した普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間企業と連携したEVカーシェアリング実証実験の拠点を1箇所増設しました。 ○令和4年度から建築物環境配慮制度に充電設備やEVカーシェアリングの設置について加点する項目を設け、引き続き充電インフラの整備やEV普及を促進しました。 	○			○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る												
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進												
① 交通環境配慮行動の促進												
3	市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス車両の脱炭素に向けた取組を推進します。	●ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進	●大型ハイブリッドバスを4両購入しました。また、川崎市バス開業以来初となる電気バスを試験的に3両導入し、電気バスの導入拡大に向けて運用上の検証を始めるなど、脱炭素の取組を進めました。 (ハイブリッドバスの市バス車両に占める割合:29.4%)	○					○	○	○
4	エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査の実施 ○社会状況の変化に対応した制度の見直し・運用	●○条例に基づき、16,168件の要請実施状況等に関する報告等の審査・指導を実施しました。 ○条例に基づき、9件の立入調査を実施しました。 ○「貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書」の提出について、紙媒体だけでなく、令和5年度からオンライン受付を開始し、引き続きオンライン申請の利用を促しました。	○					○	○	○
5	エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	●エコドライブの推進に向けた講習会や啓発事業の実施 ○かわさきエコドライブ宣言登録制度の運用 ○エコドライブ講習会の実施 ○リーフレット等による普及啓発の実施	●○かわさきエコドライブ宣言登録制度を適正に運用し、累計8,540人の方がエコドライブ宣言をしました。 ○事業者向けエコドライブ講習会を対面で実施するとともに、動画配信を行いました(修了者数:104人)。 ○エコドライブの普及啓発のため、新規のエコドライブ宣言登録者等にリーフレットを配布したほか、リーフレットの内容を見直しリニューアルを行いました。	○			○	○	○	○	○
6	交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	●事業者の交通行動変容に向けた普及啓発の実施 ○迂回経路への誘導(環境ロードプライシング)の周知・広報 ○沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報	●○高速湾岸線の積極的な利用(環境ロードプライシング)について、周知・広報を行いました。 ○沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報を行いました。	○					○		

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る												
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進												
① 交通環境配慮行動の促進												
	7 市バスネットワークの形成	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図ります。	●利用実態を踏まえた運行計画の見直し	●次のとおりダイヤ改正等を実施しました。 ・市民ミュージアム休館による利用者減少への対応として、当該施設前を折り返す系統の見直しを実施 ・利用動向を踏まえ、鷺沼駅から新城駅へ接続する系統について中原駅接続への見直しを実施 ・塩浜営業所管内において、利用動向を踏まえた時間毎の運行本数の見直しや、走行環境に合わせた所要時分の見直しを行うダイヤ改正を実施	○					○	○	○
	8 路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの形成とサービス向上に向けた取組を推進します。	●効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	●運転手不足によるバスの減便に対して、バス事業者等との協議・調整を行うなど、路線の確保に向けた取組を推進しました。	○					○	○	○
	9 都市計画道路等の整備	幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく計画的な整備の推進	●令和6年9月に苅宿小田中線(Ⅲ期工区)の整備の完成やJR南武線の連続立体交差化及び関連道路の都市計画変更・追加(約5km)と事業着手を行うとともに、その他の路線についても、進捗状況を把握し、課題の共有を行いました。また、国道409号や都市計画道路尻手黒川線の工事及び宮内新横浜線の用地取得などの事業を推進しました。	○					○	○	○
	10 鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組の実施	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進	●鉄道事業者や関係自治体と輸送力増強に関する協議・調整を実施するとともに、民間企業等と連携してオフピーク通勤の取組を実施しました。また、横浜市高速鉄道3号線の延伸に向け、横浜市と連携し、ルート・駅位置等の具体化に向けた調査・設計の深度化とともに国や関係機関と協議・調整を行い、広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組を進めました。	○					○	○	○
② 事業者の自主的な取組の支援												
	1 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進(環境行動事業所認定制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により環境行動事業所に認定します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○環境行動事業所の取組や成果についての広報	●市のホームページに、環境行動事業所のページを作成し、事業所のホームページとリンクさせることで、環境行動事業所の取組の周知を行いました。また、子供たちが身近に環境に配慮している事業所があることを知ることで、シビックプライドの醸成につながるように環境副読本にも情報を掲載しました。 (環境行動事業所認定数:32件)(累計)	○	○	○			○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進											
② 事業者の自主的な取組の支援											
	2 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援 ○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施 ○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ○庁内等におけるVOC削減の推進 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●○VOC対策アドバイザーによる支援実績はありませんでした。 ○川崎市石綿飛散防止対策セミナーにおいて、VOCの自主的な排出削減について啓発しました。(参加者数278人) ○事業者及び市民へ、リーフレットの配布、ホームページによる情報発信等により、VOCの削減手法等の普及啓発を実施しました。 ○光化学スモッグの低減に向けたVOC対策について周知しました。 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査を3回実施し、その結果に基づいて市内事業者に指導・助言を実施しました。 	○			○	○	○	○
	3 中小企業への円滑な資金供給等の推進	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市中小企業融資制度融資実績については、「伴走支援型経営改善資金」の借り換え要件の緩和など、社会経済環境や資金需要に柔軟に対応しながら中小企業者等の資金繰り支援を行い、41.713百万円となりました。 ●物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して「伴走支援型経営改善資金」及び「伴走支援型経営力強化資金」について162百万円、全資金で579百万円の保証料補助を行い、中小企業者等の負担軽減を図り資金調達を支援しました。 	○	○	○		○	○	○
	4 脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施	●エコ化支援補助金実施件数 180件(累計)	○				○	○	○
	5 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者に指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○事業者への環境負荷低減行動計画策定の指導及び助言 	●○令和6年度からの新たな計画書提出について、対象事業所に指導を行いました。	○	○	○		○	○	○
	6 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生の防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○中小企業者に対する融資制度、助成金等の情報提供 	●利子補給の申請(2件)に対して、適切に処理しました。なお、公害防止資金融資制度の新規受付は令和5年度末をもって終了しています。	○	○	○		○	○	○
	7 中小製造業の操業環境の整備・改善の推進	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●操業環境の整備・改善の支援	●がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度について、操業環境改善支援2件、立地促進1件の交付決定を行い、操業環境改善支援については予算の上限に達する等、市内での立地を促進しました。	○	○	○		○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域					
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部			
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る													
Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進													
③ 事業者との情報共有の促進													
	1 事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的な取組の推進支援等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との協働・連携の推進 ○事業者との連絡会を通じた交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●○事業者・行政環境研究会において若手社員を中心としたワークショップを開催し、情報発信方法や自主的な取組について検討しました。また、全体会議を開催し、ワークショップの検討結果報告や意見交換を行いました。(ワークショップ実施回数:2回) 	○	○	○	○	○	○			
	2 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡・調整を行い、セミナー等を通して、事業者との情報共有の促進を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生が科学に触れる機会の創出等のため、キングスカイフロント内近隣企業等が実施する「夏の科学イベント」に参加し、熱中症予防対策に関する展示を行いました。また、同じく近隣企業等が実施するキングスカイフロントOPEN DAY(市制100周年記念事業)に参加し、市内の中学生や高校生を対象に海の水質分析に係る体験型講義を実施しました。 ●セミナー開催や川崎国際環境技術展等への出展を行い、共同研究事業全体や個別の共同研究事例について情報発信を行いました。 	○	○	○	○	○	○			
	3 事業者向け環境関連相談窓口の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、環境関連相談窓口の充実に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ●カーボンニュートラル等に向けた環境課題のワンストップ窓口寄せられた企業等からの相談に対し、内容に応じ、課題整理や提案等を行うことにより、事業者支援を行いました。 	○	○	○	○	○	○			
Ⅱ-4 環境影響の未然防止													
① 化学物質の適正管理と理解の促進													
	1 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【リーディングプロジェクト】	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 ○事業者へのヒアリング、環境リスクに関する情報提供等の実施 ○自主管理優先物質の選定、周知及び見直しに向けた検討 ○環境モニタリング及び排出量確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の環境実態調査については、大気(6物質)、公共用水域(1物質)の調査を実施しました。環境リスク評価については、大気を対象に実施し、評価結果をホームページに公表しました。 ●環境リスク評価結果を活用し、自主的な管理の優先度が高い化学物質について引き続き周知を行うとともに、市内事業者の化学物質管理に関する好事例集を公表し、自主的な化学物質の適正管理を促進しました。 ○自主管理優先物質を取り扱う28事業者に対し、自主管理優先物質の管理状況等についてアンケートを行い、実態を把握しました。そのうち4事業者に対してヒアリングを行い、取り扱う自主管理優先物質の環境リスクに関する情報を提供するとともに、事業者における排出抑制手法等の環境対策を聴取し、好事例をとりまとめてホームページで周知しました。 ○令和5年度に環境モニタリングを実施した4物質については環境リスク評価を実施し、自主管理優先物質の対象物質に変更ないリスクレベルであることを確認しました。また、自主管理優先物質の種類や選定等について、ホームページ等により周知しました。 ○自主管理優先物質6物質について市内の排出量を確認するとともに、3物質については環境濃度を把握するための環境モニタリングを実施しました。 					○	○	○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-4 環境影響の未然防止											
① 化学物質の適正管理と理解の促進											
	2 環境・リスクコミュニケーションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。	●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発	●化学物質対策に関する普及啓発については、市民向けセミナー及び事業者向けセミナーを各1回、計2回開催しました。							
	3 PRTR制度等による適正管理の促進	化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等により、事業者による自主的な適正管理を促進します。	●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の適正な自主管理の促進	●法に基づく届出は、170件受理し、また、届出データから市内の排出量等を集計・公表し、事業者の適正な自主管理を促進しました。 (令和5年度(最新)の第一種指定化学物質の総排出量は872t(継続物質では746t))							
	4 公園緑地の維持管理	安全かつ快適に公園緑地を利用できるように、農業の適正利用等による除草等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理	●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理については、公園のパトロール(2回)や施設の点検を適切に実施しました。							
② 環境影響の低減に向けた取組											
	1 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進 【リーディングプロジェクト】	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進する取組を推進します。	●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 ○市独自の指標を活用したVOC排出削減の取組の成果の評価 ○調査結果を踏まえた事業者の自主的なVOC排出削減を促進する取組の推進 ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ○光化学オキシダント高濃度時のVOC成分調査の実施 ○光化学オキシダント生成に影響するVOC成分の把握	●光化学オキシダントの原因物質削減の取組の効果を市独自の指標(光化学オキシダント環境改善評価指標値)で評価し、公表しました。 ○事業者の自主的なVOC排出削減を促進するため、事業者への情報提供等を10件実施しました。 ●○広域連携におけるVOC共同調査を7回、市単独でのVOC調査を4回実施しました。 ○VOC調査結果等から、光化学オキシダント濃度の上昇要因について解析しました。							
	2 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	●環境影響評価手続の的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●地球温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応 ●環境調査手続の的確な実施	●環境影響評価については、42件の公告手続を実施しました。 ●環境影響評価審議会を16回開催し、現地視察を3回開催しました。 ●環境影響評価の審査等において、地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針を適正に運用しました。 ●地域脱炭素化促進区域指定に係る実施計画の改定に合わせた環境影響評価制度の対応方針をとりまとめ、関係部署による計画改定の動向や他都市の取組等を確認しました。 ●環境調査手続については、実施件数は2件でした。							
	3 交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	主要渋滞交差点などにおける局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。	●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進	●第3次緊急渋滞対策については、ガス橋交差点の渋滞対策(右折車線設置等)を令和7年3月に完了させ、対策箇所5箇所すべての対策を完了しました。							

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域			
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る											
Ⅱ-4 環境影響の未然防止											
② 環境影響の低減に向けた取組											
	4 街路樹の適正な維持管理の推進 <水量>	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施 ●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施	●街路樹の適正な維持管理の実施については、街路樹の剪定や除草等を適切に行いました。 ●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施については、健全度を適切に把握するサクラとユリノキの診断サイクルに基づき樹木診断を行いました。また、「川崎市街路樹管理計画」及び同計画に基づく実施プログラムに基づき、北見方207号線などの樹木更新を行いました。	○	○			○	○	○
	5 環境性能に優れた施設(トッランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○環境性能が優れた燃焼施設(トッランナー)等の更なる導入促進に向けた普及啓発の実施	●○環境性能の優れた燃焼施設(トッランナー)等の導入を促すリーフレットを配布しました。	○	○			○	○	○
	6 環境に配慮した建築物の普及促進	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	●「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発	●建築物環境配慮制度の運用については、届出件数に占めるB+ランク以上の割合が、77%となりました。 ●説明会等の実施については、緑化フェア出展や庁内関係課主催の講習会において、制度に関する説明を4回実施しました。	○	○	○		○	○	○
	7 開発行為等に係る水環境の保全の推進 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。	●川崎市宅地開発指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査の実施(雨水浸透能力判断マップの運用を含む)	●指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査を実施しました(雨水浸透能力判断マップの運用を含む)。		○			○	○	○
	8 生活道路の環境向上に向けた取組	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。	●歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施	●歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施しました。		○			○	○	○
	9 下水道の管きよ・施設の維持管理 <水量>	公共下水道への排水設備接続協議において、事業者が設置・設計する雨水浸透ますに対して技術的指導を行います。	●排水設備技術基準等に基づく事業者へ指導	●開発行為等に係る排水接続協議において事業者へ技術基準に基づく指導を行いました。		○				○	○
	10 雨水流出抑制施設の設置指導の実施 <水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行います。	●浸透施設併用を考慮した雨水流出抑制の指導	●雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査の実施については、雨水流出抑制施設技術指針に基づき、80件の指導及び46件の完了検査を適正に実施しました。		○			○	○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る										
Ⅱ-4 環境影響の未然防止										
② 環境影響の低減に向けた取組										
11 緑地保全の推進 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ●フェンス等の管理施設整備による適切な管理と斜面地の安全対策による市民の安全・安心な生活空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●現地の調査や地権者への交渉を行い、特別緑地保全地区の1箇所の追加指定を実施し、計0.2ha保全施策を図りました。また、緑地保全カルテの更新を行いました ●斜面対策の整備について、令和2年度に実施した「保全緑地斜面地調査業務委託」の結果を受け、生田榎戸特別緑地保全地区及び多摩特別緑地保全地区においても対策工事を実施しました。また、西生田緑の保全地域で整備方法の基礎調査及び実施設計を実施しました。 	○				○	○	○
12 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQのホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水環境の苦情を未然に防ぐための普及啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活騒音の低減に係るホームページの公開や、啓発パンフレットの配布を行いました。 ●関係法令等に基づき、工場・事業場の立入調査を実施し、排出・排水基準遵守状況等の監視及び排出低減に向けた指導を行いました。(立入調査件数(大気):33件、立入調査件数(水質):96件) ●広域悪臭のおそれがある工場・事業場に対し、施設の維持管理及び管理体制の強化について指導するとともに、2事業場に対して悪臭の臭気測定を実施しました。 ●水環境の苦情を未然に防ぐため、リーフレットをホームページに掲載するとともに、水質事故発生地点周辺で配布しました。 	○	○	○	○	○	○	○
13 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援 ○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施 ○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ○庁内等におけるVOC削減の推進 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的な取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●OVOC対策アドバイザーによる支援実績はありませんでした。 ○川崎市石綿飛散防止対策セミナーにおいて、VOCの自主的な排出削減について啓発しました。(参加者数278人) ○事業者及び市民へ、リーフレットの配布、ホームページによる情報発信等により、VOCの削減手法等の普及啓発を実施しました。 ○光化学スモッグの低減に向けたVOC対策について周知しました。 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査を3回実施し、その結果に基づいて市内事業者に指導・助言を実施しました。 	○				○	○	○
14 地下水揚水量の把握【再掲】<水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●地下水揚水に係る指導等については、条例に基づき、許可、届出、報告等について対象事業者への指導を行いました。 	○					○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
					大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る											
Ⅱ-4 環境影響の未然防止											
② 環境影響の低減に向けた取組											
	15 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 <水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	●雨水浸透の取組の推進 ○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発	●雨水浸透の取組の推進については、学校に設置した雨水浸透ますの適切な維持管理や普及啓発を実施したほか、雨水浸透について、ホームページで市民等へ普及啓発をしました。	○	○			○	○	
③ 環境影響の低減に向けた調査研究											
	1 大気環境に係る調査研究 (光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)	光化学オキシダントやPM2.5、石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】 ●一般環境及び道路沿道におけるPM2.5の実態調査の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】 ●酸性雨の実態調査の実施【再掲】 ●近隣自治体の研究機関との共同調査・研究の実施【再掲】	●広域連携におけるVOC共同調査を7回、市単独でのVOC調査を4回実施しました。 ●一般環境として大気常時監視測定局の田島、高津、道路沿道として池上の計3地点でPM2.5の実態調査を季節ごとに年4回実施しました。 ●VOCについては、年12回、7地点での調査を実施しました。 ●実態調査を一般局7局で年1回実施しました。また、建築物の解体工事に伴う調査を年1回実施しました。 ●酸性雨調査を毎月2回、年24回実施しました。 ●令和5年度のPM2.5及び光化学オキシダントの調査結果を近隣自治体と共同で解析し、合同報告書を作成しました。	○	○			○	○	
	2 水環境に係る調査研究 (公共用水域における水質改善に係る調査研究など)	工場・事業場からの排水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。また、河川・海域等公共用水域における水質及び生物に係る調査研究を実施します。	●工場・事業場排水の分析調査【再掲】 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干潟、人工浜等)【再掲】 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】 ●水環境に係る調査・研究及び情報収集・成果発信	●工場・事業場排水の分析調査については、170検体実施しました。 ●地下水汚染等に係る調査・研究については、1地区13地点で実施しました。 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査については、今年度発生した2件の水質事故及び苦情について原因究明のための調査を実施しました。 ●「河川親水施設調査」1件(水質調査9地点、生物調査3地点)、「海域生物調査」(2地点)、「東扇島東公園アマモ・アサリ生育生息状況調査」1件、「多摩川河口干潟調査」1件を実施しました。 ●Ⅱ型共同研究である「複数プライマーを用いた環境DNA底生動物調査手法の開発」、「里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスとその環境価値に関する研究」「海域における気候変動と貧酸素水塊(DO)/有機物(COD)/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究」に参加し、共同で調査を実施しました。 ●川崎みなと祭り、環境セミナー、研究所年報、水質年報、SNS、所内アーカイブスペースでの展示を利用して実施しました。	○				○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	計画期間における取組内容	令和6(2024)年度実績	目標との関係			地域		
					大気	水	化学・市民	南部	中部	北部
II 安心で快適な環境を共に創る										
II-4 環境影響の未然防止										
③ 環境影響の低減に向けた調査研究										
	3 化学物質に係る調査研究 (環境リスク評価など)	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境大気及び水質の調査を行い、大気10地点、河川8地点、海域3地点で、4物質の調査を行いました。 ●大気環境リスクの評価については、6物質の環境リスク評価を実施しました。 ●河川水質中の2物質、大気中の2物質の化学物質の分析法の開発及び改良等の検討を行いました。 ●国立環境研究所及び東京都等と連携して共同研究を行い、生活由来物質の存在実態の環境調査を行いました。 ●継続して行っている生活由来化学物質調査や環境省の化学物質実態調査結果等をもとに、学会(2回)や会議等(5回)に参加し、情報発信を行いました。また、環境リスク評価に係る情報については、関係団体との意見交換、化学物質の有害性などの情報収集を行うとともに、年報等を用いた情報発信を行いました。 	○	○	○	○	○	○
	4 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)【再掲】	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●公募型共同研究事業を5件、連携型共同研究事業を3件実施しました。また、その他連携事業として、東海大学と連携して皮膚ガスに関するセミナーを1件開催しました。 ●セミナー開催や川崎国際環境技術展等への出展を行い、共同研究事業全体や個別の共同研究事例について情報発信を行いました。 	○	○	○	○	○	○
	5 環境保全型農業の推進	農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のための取組 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のため、堆肥等の有効活用等の試験研究及び農産物等の実証栽培を実施しました。 ●環境保全型農業技術講習会の実施、環境保全型農業推進事業等補助事業の実施、環境保全型農業に係る試験栽培を実施しました。 			○		○	○

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

1 一般廃棄物処理基本計画 第3期行動計画

一般廃棄物処理基本計画 第3期行動計画における重点施策以外の施策の実績を掲載しています。
重点施策については、かわさき環境白書本編を御参照ください。

基本施策	施策概要	令和6年度実績
I 「環境市民」をめざした取組		
I-1 環境教育・環境学習の推進		
普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実	○王禅寺エコ暮らし環境館やかわさきエコ暮らし未来館、CCかわさき交流コーナー、環境総合研究所などにおいて、資源循環・脱炭素・自然共生など、総合的な環境学習ができる普及啓発拠点などを活用し、3Rに対する意識啓発を図ります。	●王禅寺エコ暮らし環境館において、環境学習に係る普及啓発イベント等を年6回実施したほか、小中学校の社会科見学の受け入れ等を実施しました。 ●エコ暮らし未来館において、環境教室を12回実施したほか、小中学校の社会科見学の受け入れ等を実施しました。 ●CCかわさき交流コーナーにおいて、地球温暖化対策や3Rなど、毎月のテーマを定めたパネル展示や講座を開催しました。
イベント等に関する啓発活動の充実	○市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象にした講演会を開催するとともに、原則として、毎月3日に設定している「3R推進デー」を活用してPR活動を行ったり、市民祭りをはじめとした各種イベント等に出展し、3Rに係る啓発活動を実施します。 ○各種イベント等において、食品ロス削減に関する啓発やマイボトルなどの利用促進を呼びかけるとともに、配布する啓発品についてはプラスチック代替品を積極的に活用しPRします。 ○水環境保全のための啓発イベント等の開催を通じて、プラスチック資源循環に関する啓発を実施します。 ○市内イベントにおけるエコ暮らしを広めるため、リユース食器の利用の仕方等の環境配慮の取組をまとめたイベントマニュアルを作成します。	●「3R推進講演会」を全市で1回開催しました。 ●「3R推進デー」を全市で61回開催しました。 ●「マイバック利用促進キャンペーン」を実施し、市民の環境配慮行動の実践を呼びかけました。 ●イベント実施時におけるリユース食器の利用方法をまとめたマニュアルを策定するため、他都市の状況を調査しました。
I-3 市民参加の促進		
地域環境リーダーの育成	○地域や職場で環境保全活動や環境配慮行動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として、3Rを含めた必要な知識や技術を習得するための講座を開催します	●地域環境リーダー育成講座については、修了生数累計408人を目標としていましたが、基礎編4回、実践編4回の計8回開催する中で、最終的に8人（累計407人）が新たに地域環境リーダーになりました。今後は、講座の広報や講義内容の充実などにより、講座全体の魅力を高め、受講者数の増加を図っていきます。
環境功労者の表彰	○地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	●環境功労者の表彰については、45組を被表彰者とし、表彰式を1回開催しました。

※「I-2 情報共有の推進」は全て重点施策

基本施策	施策概要	令和6年度実績
II ごみの減量化・資源化に向けた取組		
II-2事業系ごみの減量化・資源化		
3 Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○3 Rに取り組む店舗等（リユース・リサイクルショップ及びエコショップ）の認定制度について、市民の認知度向上、認定店のメリット拡充、プラスチック資源循環の促進など、制度の充実に向けた検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3 Rに取り組む店舗等に係る認定制度への申請の促進を行い、リユース・リサイクルショップは56店、エコショップは582店の認定となりました。また、制度の認知度向上に向け、HP等のほか環境イベントでのチラシ配布などにより、広報を行いました。
事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・半多量排出事業者」に認定し、事業系ごみの減量化・資源化に係る取組事例等の広報の充実を図るとともに、きめ細かな指導を行うことにより、事業系ごみのさらなる減量化・資源化を図ります。 ○事業系ごみの資源化手法等に係る広報を、市内全事業者を対象に実施し、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を一層推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系ごみの減量化等に向けて多量排出事業者等に対する指導・広報を行いました。立入調査実施件数については、事業者との事前調整等を円滑に行いながら実施し、301件となりました。また、事業系一般廃棄物の焼却量については、89,074tとなりました。
II-3市の率先したごみの減量化・資源化		
市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者の模範となるよう、市庁舎等においてごみ減量化運動を推進し、3 Rと適正処理の周知徹底を図ります。 ○ペットボトルの会議での利用を原則禁止するなど、ワンウェイプラスチック削減に向けた取組を推進します。 ○市民や事業者に率先して、庁内の省エネやリサイクル、職員におけるマイバッグやマイボトルの持参など環境配慮の取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一排出事業者として、率先した廃棄物の適正排出が実現できるよう、本庁舎及び区役所等を対象に各フロアのごみ箱への排出状況等の調査を行うとともに、適正排出に向けた指導を実施しました。
グリーン購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、プラスチック等の代替品等、環境への負荷の少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入の拡大に向けた取組を、全庁で取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入推進方針を策定し、全庁の取組状況を共有するなど、調達促進に向けた働きかけにより、全体として国が調達率の優良水準とする80%を上回り、一定以上の成果となっています。一方で、依然として一部品目において、業務上代替の効かない等の理由により調達率が伸び悩む部分が見られることから、引き続き、庁内各部署の庶務・調達担当者を対象とした研修や、各種会議での働きかけなどのほか、新たなマニュアルの活用促進によって調達実績の維持向上に向けた取組を進めています。
II-4生ごみの減量化・資源化		
学校給食における生ごみリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○給食の調理残さや食べ残しの飼料化など、生ごみのリサイクルの取組を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食の残さや食べ残しの減量に取り組むとともに、小・中学校41校、各学校給食センターで飼料化を実施し、生ごみの減量化・資源化を進めました。

※「II-1 家庭系ごみの減量化・資源化」は全て重点施策

基本施策	施策概要	令和6年度実績
III 廃棄物処理体制の確立に向けた取組		
III-1 安全・安心な処理体制の確立		
廃棄物処理技術の研究と技能の継承	○廃棄物処理技術に関する研究・調査等を行い、職員の知識・技術を向上させるとともに、様々な機会を通じ、職員の技能の継承を図っていきます。	●環境マネジメントシステムによる環境負荷低減に向けた運転管理の知識・技術向上を図ることや各施設における運営上の課題・技術情報の共有を行うなど、職員の人材育成に向けた取組を検討しました。
ごみ焼却灰（埋立灰）及び埋立処分場の適切な管理	○埋立処分場において、適切かつ安全・安心の管理を行うため、放射線量等のモニタリングを継続して行っていきます。	●埋立処分場の空間放射線量及び内水濃度のモニタリングを継続して実施し、安全性の確認を行いました。 ●埋立処分場の老朽化により護岸の耐力が低下してきたため、令和4年度から護岸補強工事を実施し、令和6年度中に工事が終了しました。 ●継続的に焼却灰の中から金属類を取り出して売却（資源化）を行い、処分場の延命化に貢献しました。搬入される廃棄物について、内容物審査を充実させ不適正搬入を防止することで、処分場の延命化に貢献しました。
廃棄物処理施設等の補修・整備	○廃棄物関連施設の多くは竣工から20年が経過し、劣化が進行していることから、設備の故障に伴うごみ処理の計画外停止が生じないようにするため、安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修、整備を実施し、施設の長寿命化を図ります。	●浮島処理センター基幹的施設整備事業について、粗大ごみ処理施設の設備改良工事を実施し完成しました。また、高圧変圧器改修工事、外壁改修工事及び外構舗装等改修工事を実施し完成しました。 ●王禅寺処理センター基幹的施設整備事業について、長寿命化計画の策定、電子計算機更新工事の契約締結を行うとともに、灰クレーンバケット更新工事を実施し完成しました。 ●浮島1期廃棄物埋立処分場基幹的施設整備事業について、埋立処分施設の現状を把握し、今後の基幹的整備の必要性を検討するため、機能検査を実施しました。
III-3 効果的・効率的な処理体制の構築		
計画のフォローアップ等	○施策の効果や処理コストの分析による点検・評価等を行いながら、計画のフォローアップを実施するとともに、次期基本計画の策定を行います。	●計画に基づく取組の推進については、計画に位置付けた目標や施策に対する令和5年度の達成状況や取組状況の取りまとめ等を行い、ホームページへの公表を行うなど進捗管理を行いました。引き続き社会状況の変化等を踏まえながら、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、より環境負荷の少ない2R（リデュース、リユース）や適正処理の取組を進めていきます。また、次期基本計画の改定に向けて環境審議会資源循環部会を設置し、改定の考え方について調査審議しました。
効果的な経済手法の研究	○効果的・効率的な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、事業者や市民に対して効果的な経済的手法について、社会経済状況や他都市の状況に注視しながら、調査・研究を進めます。 ○既存の手数料についても、随時、適正かどうか見直しを行います	●効果的な経済手法の研究については、他都市の導入理由・減量効果等を調査し、研究を進めました。

基本施策	施策概要	令和6年度実績
IV 健康的で快適な生活環境づくりの取組		
IV-2 市民ニーズに対応した取組の推進		
市民ニーズに対応したごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> ○狭あい地域や交差点内などの集積所について、各地域の特性を踏まえながら、効果的な収集を行います。 ○超高齢社会の到来など社会的状況の変化からニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」を適正に処理していきます。 ○さらなる市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各生活環境事業所と連携して狭隘地域での安全かつ効率的な収集業務を行うとともに、一時多量ごみの運用などを行いました。
IV-3 不適正排出対策等の取組		
不法投棄対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携を図りながら不法投棄への対応を行うとともに、監視パトロールの実施や不法投棄防止用の看板、監視カメラ等の設置により、不法投棄の未然防止及び環境改善を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、3R及び適正処理に向けた指導を行いました。 ●不法投棄常習場所への定期パトロール(223地点 99日)等のパトロールを行いました。

※「IV-1 まちの美化推進」は全て重点施策



基本施策	施策概要	令和6年度実績
V 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組		
V-1 エネルギー資源の効果的な活用		
バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究	○バイオマスとして注目される資源について、利用促進に向けた調査研究を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●剪定枝を排出する造園事業者等に対して資源化処理施設への搬入について指導を行いました。 ●多量排出事業者対象の減量化資源化推進説明会において、事業所の紙リサイクルについて、講演を行い、参加事業者への理解度を高めるなどの普及啓発等を行いました。
V-2 脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用		
様々な地域活動団体等と連携した取組の推進	○「資源循環」・「脱炭素」・「自然共生」など様々な地域活動をしている方々や事業者等と情報共有を行い、様々な形で連携ができるよう検討を行います。	●大学等での講義、団体との意見交換会など、資源循環の取組について紹介を行いました。
V-3 環境に配慮した処理体制の構築		
環境にやさしい輸送システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイブリッド収集車等の環境負荷低減車両の導入を推進します。 ○圧縮中継施設の活用による輸送の効率化や、1995(平成7)年度から全国に先駆けて導入した鉄道による廃棄物輸送を行うなど、環境にやさしい輸送システムの構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ収集車の更新時にクリーンディーゼル車の導入を行いました。 ●圧縮中継施設である加瀬クリーンセンターにおいて、ごみの圧縮を行い、中型ごみ車3台分のごみを1台の大型コンテナ車による圧縮積替えを行い効率的に31,280t輸送を行いました。 ●収集運搬車より、CO2排出量が少ない鉄道輸送を活用し、資源物8,372t輸送を行いました。
環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営	○環境マネジメントシステムを活用し、処理センターにおいて環境に配慮した事業運営を行います。	●環境マネジメントシステムでは、各処理センターにおいて脱炭素化を含めた環境負荷低減の取組を行いました。
埋立処分場延命化の研究	○現在、2053(令和35)年度には一杯になると見込まれている埋立処分場をさらに延命化するための方策について、ごみ焼却灰の資源化など調査・研究を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●埋立処分については、39,822t実施しました。また、焼却灰の中から金属類を取り出して売却(資源化)する取組を令和3年度から開始しました。(令和6年度約1,437万円) ●保有水面の無害化処理については、240,170㎡実施しました。 <p>なお、ごみ減量や公共工事縮減により焼却灰や建設発生土の埋立量が減少していることから、当初計画より埋立期間を延伸しています。また、埋立処分場の老朽化により護岸の耐力が低下してきたため、令和4年度から護岸補強工事を実施し、令和6年度中に工事が終了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●埋立処分場の延命のため、焼却灰の資源化等について平成29年度から試験的に少量実施しています。セメント原料化、熔融固化及び焼成といった方法で年度ごとに条件に応じた処理業者と委託契約を行い、実際に資源化処理を行った結果を元に、将来的な運用方法についての検討を進めています。

基本施策	施策概要	令和6年度実績
<p>V-4 蓄積された環境技術等を活かした取組</p>	<p>環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり</p> <p>○事業者が環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体等と連携して事業者や国に呼びかける等、取組を推進します。</p> <p>環境産業との連携</p> <p>○市民の環境意識の向上を図り、地域内循環を促進するため、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を踏まえながら環境産業との連携を図るとともに、情報発信等を通じて環境産業の活性化を図ります。</p> <p>○川崎エコタウンの取組を国内外に情報発信し、エコタウンへ国内外から視察受け入れを行います。</p> <p>○使用済みプラスチック由来低炭素水素を活用した取組を進めるため、水素利活用方策を検討します。</p> <p>国際貢献の推進</p> <p>○本市でこれまで培ってきた先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを活用し、国や事業者等と相互に連携しながら、ニーズのある海外都市に対し廃棄物の適正処理やリサイクルに関する支援を行います</p> <p>川崎CNブランドの推進</p> <p>○ライフサイクル全体で二酸化炭素削減に貢献する製品等を認定し、広く発信する「川崎CNブランド」を推進します。</p>	<p>●環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくりについては、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会において、普及啓発キャンペーンを実施するとともに、効果的な普及広報の検討を行いました。また、九都県市首脳会議や大都市清掃事業協議会、全国都市清掃会議などを通じて国等への要望を行いました。</p> <p>●環境産業との連携については、「循環型社会の形成に向けた環境産業との連携に関する連絡会議」を開催し、「(仮称)川崎市循環型社会形成推進基本計画の考え方について(中間報告)」等に係る意見交換を行いました。</p> <p>●国際貢献の推進については、廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの会員として、同事業の意見交換会に出席し、国際協力推進に関する情報収集及び情報提供並びに意見交換を行いました。</p> <p>●川崎CNブランドとして新たに9件認定(低CO2川崎ブランドを含めた累計143件)し、目標を上回りました。</p>



1 環境教育・学習アクションプログラム

令和6年度 環境教育・学習事業一覧

I 協働取組の推進「つながる」

1 川崎の地域資源を活用したつながりづくり

(1) 「環境技術の集積」でつながる

所管局	所管課	取組名称
経済労働局	イノベーション推進部	川崎エコタウンへの視察者受け入れ
経済労働局	イノベーション推進部	環境出前授業(川崎国際環境技術展イベント)
環境局	環境総合研究所	環境技術研修

(2) 「河川や丘陵地等の豊かな自然」でつながる

所管局	所管課	取組名称
環境局	地域環境共創課	河川の水環境保全に係る普及啓発イベント
環境局	地域環境共創課	海の水環境保全に係る普及啓発イベント
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	こども黄緑クラブ(こども自然体験教室)
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	植樹祭
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	渡し場イベント
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	水辺の楽校(かわさき、とどろき、だいし)
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	環境学習(多摩川河川敷等々力地区)
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	水辺の安全教室等
教育委員会事務局	青少年科学館	生田緑地観察会
教育委員会事務局	青少年科学館	サイエンスワークショップ
教育委員会事務局	青少年科学館	サイエンス教室

(3) 「数々の環境教育・学習の拠点」でつながる

所管局	所管課	取組名称
環境局	脱炭素戦略推進室	「CCかわさき交流コーナー」等を活用した展示・講座
環境局	脱炭素戦略推進室	かわさきエコ暮らし未来館 環境教室
環境局	処理計画課	廃棄物処理施設見学
環境局	処理計画課	王禅寺エコ暮らし環境館 環境教室
環境局	環境総合研究所	研究施設等を活用した環境教育
環境局	環境総合研究所	環境セミナー
環境局	環境総合研究所	キングスカイフロント夏の科学イベント
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	水辺の楽校シンポジウム
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	環境学習(ニヶ領せせらぎ館拠点)
建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課	環境学習(大師河原干潟館拠点)
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	職場体験学習
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	小学校での動物講座
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	実習受け入れ
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	見学の受け入れ
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	動物園まつり
建設緑政局	夢見ヶ崎動物公園	飼育の日
上下水道局	サービス推進課	長沢広報施設・浄水場施設見学
上下水道局	施設保全課	水処理センター施設見学

(4) 「地域における活発な取組」でつながる

所管局	所管課	取組名称
市民文化局	市民活動推進課	多摩川美化活動(令和6年度は雨のため中止)
市民文化局	市民活動推進課	市内統一美化活動
経済労働局	農業振興課	市民が「農」に触れる場としてのイベント(花と緑の市民フェア)
経済労働局	農業技術支援センター	環境保全型農業技術講習会
経済労働局	イノベーション推進部	親子で学ぼう!夏の工場見学ツアー
環境局	脱炭素戦略推進室	CC川崎エコ会議シンポジウム
環境局	減量推進課	普及啓発キャンペーン
環境局	環境総合研究所	自然とつながるかわさきビーチSDGsワークショップ
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	全国都市緑化かわさきフェア(秋開催)
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	わがまち花と緑のコンクール事業
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	かわさき緑のカーテン
上下水道局	サービス推進課	みずみずフェア
麻生区	企画課	新百合ヶ丘駅周辺クリーンアップ大作戦

2 環境教育・学習に関する協働への支援

所管局	所管課	取組名称
市民文化局	市民活動推進課	かわさき市民公益活動助成金
経済労働局	消費者行政センター	親子向け消費者教育講座
環境局	脱炭素戦略推進室	川崎市地球温暖化防止活動推進センタープロジェクトにおける出前授業
環境局	減量推進課	地球に美味しい「エコ・クッキング」講座
環境局	環境総合研究所	環境教育・学習用教材の貸出
川崎区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
幸区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
中原区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
高津区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
宮前区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
多摩区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布
麻生区	企画課	緑のカーテンの作成とゴーヤーの種子配布

II 環境教育・学習を地域で実践「伝える」

1 関心を引きつけて参加を促す取組

(1) 家庭での取組

所管局	所管課	取組名称
経済労働局	消費者行政センター	くらしのセミナー
環境局	地域環境共創課	化学物質対策セミナー等
環境局	減量推進課	生ごみリサイクル講習会
環境局	減量推進課	ふれあい出張講座
環境局	減量推進課	3R推進講演会

(2) 職場での取組

所管局	所管課	取組名称
環境局	廃棄物指導課	電子マニフェスト操作研修
環境局	廃棄物指導課	廃棄物処理施設設置者等講習
環境局	廃棄物指導課	事業者取組の情報発信
環境局	庶務課	環境局新規採用、転任及び局間異動職員研修
上下水道局	庶務課	上下水道局新規採用職員研修

(3) 地域での取組

所管局	所管課	取組名称
こども未来局	川崎区保育・子育て総合支援センター	木育プロジェクト
環境局	減量推進課	クリーンアクションかわさき【100周年記念事業】
環境局	減量推進課	こども環境ポスターコンクール【100周年記念事業】
まちづくり局	企画課	川崎駅前優しい木と緑のひろば【100周年記念事業】
まちづくり局	企画課	やさちいきのひろば
川崎区	企画課	植栽水やり運動
幸区	企画課	さいわいエコツアー
幸区	地域振興課	夢見ヶ崎公園花壇花植え事業
幸区	地域振興課	公共花壇花植え事業(大師堀花壇)
幸区	地域振興課	幸区役所庁舎前花いっぱい事業
幸区	地域振興課	花クラブ講習会
幸区	地域振興課	花いっぱい講習会
中原区	企画課	なかはらSDGsまつり
中原区	地域振興課	クリーングリーンなかはらキャンペーン
中原区	道路公園センター	武蔵小杉駅西口花壇づくり【にじいろのおにわ】
中原区	道路公園センター	こすぎ公園花壇づくり
中原区	道路公園センター	今井上町緑道花壇づくり

(3) 地域での取組

所管局	所管課	取組名称
高津区	企画課	学校流域プロジェクト
高津区	企画課	たかつの自然の賑わいづくり事業
高津区	企画課	小学校敷地丸ごと3D化プロジェクト
高津区	企画課	エコシティホールツアー
高津区	道路公園センター	キラリデッキ植栽体験
宮前区	地域振興課	宮前区民祭 花いっぱい運動
宮前区	地域振興課	花とみどりのまちづくり事業花苗支援
宮前区	地域振興課	公共花壇花植事業(東名花壇)
多摩区	企画課	夏休み! 多摩区エコフェスタ
麻生区	地域振興課	麻生区SDGs推進事業(麻生区クールアース推進委員会)
麻生区	企画課	サステナブルマルシェ

2 成長過程に応じた取組

(1) 幼稚園・保育所等での取組

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	幼児環境教育プログラム

2 成長過程に応じた取組

(2) 小・中学校での取組

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	環境副読本
環境局	企画課	市内の生き物観察教材の作成
環境局	地域環境共創課	大気・水環境の出前授業
環境局	地域環境共創課	環境出前授業「水素で走るクルマ・燃料電池自動車を知ろう！」
環境局	減量推進課	出前ごみスクール
環境局	減量推進課	社会科副読本「くらしとごみ」
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	市民・大学・小学校との連携による環境教育
中原区	企画課	子ども環境授業
上下水道局	サービス推進課	水道週間 川崎市小学生作品コンクール
上下水道局	サービス推進課	川崎市小学生下水道作品コンクール
上下水道局	サービス推進課	副読本「川崎市の水道」
上下水道局	サービス推進課	副読本「川崎市の下水道」
上下水道局	サービス推進課	ウォーターンの水道教室
上下水道局	サービス推進課	カッピーの下水道教室

(3) 高等学校・大学での取組

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	「かわさきプラスチック循環プロジェクト」参画事業者等と連携した探究学習の実施

3 自発的な取組への支援

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	エコ・フェスタかわさき
環境局	企画課	環境功労者表彰式
環境局	脱炭素戦略推進室	スマートライフスタイル大賞

4 効果的な情報発信

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	かわさき生き物マップ
環境局	地域環境共創課	川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展【100周年記念事業】
環境局	環境総合研究所	川崎市デジタルアーカイブ「かわさき環境100年史」の公開【100周年記念事業】
環境局	環境総合研究所	調査研究成果等に係る動画の新規投稿
上下水道局	経営戦略・危機管理室	環境計画年次報告書作成

Ⅲ 人材育成とその活用「活かす」

1 環境保全活動の核となる人材の育成とその活用

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	地域環境リーダー育成講座
環境局	減量推進課	生ごみリサイクルリーダーの派遣
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	花と緑のまちづくり講座
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	里山ボランティア育成講座
建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	花壇ボランティア実践講座
教育委員会事務局	青少年科学館	自然サポーター研修会

2 自発的な取組への支援

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	認定体験の機会の中での環境学習

3 行動変容につなげるための新たな取組

所管局	所管課	取組名称
環境局	企画課	川崎環境ポータルサイト
環境局	地域環境共創課	市民・事業者とのワークショップ
環境局	減量推進課	ナッジを活用したチラシの配布
環境局	減量推進課	ごみゼロカフェ

資料に関するお問い合わせ先

第1章 環境基本計画 年次報告

I 環境基本計画

担当：環境局総務部企画課
TEL：044-200-2386

第2章 主な個別計画における取組状況

I 脱炭素化

1 地球温暖化対策推進基本計画

担当：環境局脱炭素戦略推進室
TEL：044-200-2405

II 自然共生

1 生物多様性かわさき戦略

担当：環境局総務部企画課
TEL：044-200-3720

III 大気や水などの環境保全

1 大気・水環境計画

担当：環境局環境対策部地域環境共創課
TEL：044-200-2398

IV 資源循環

1 一般廃棄物処理基本計画

担当：環境局生活環境部廃棄物政策担当
TEL：044-200-2558

V その他

1 環境教育・学習アクションプログラム

担当：環境局総務部企画課
TEL：044-200-2387



令和7(2025)年度版 かわさき環境白書 資料編

編集・発行 令和7(2025)年12月
川崎市環境局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
044-200-2386
30kikaku@city.kawasaki.jp